

令和4年度

豊橋市障害福祉 ガイドブック

くらたあ

豊橋市役所

福祉部 障害福祉課

令和5年1月

☆くらたあをご覧の皆様へ☆

身体障害者手帳・療育手帳が交付されますとさまざまな福祉サービスが利用できるようになります。この「くらたあ」は、主なサービスとその手続方法などについて掲載していますので、必ずご一読ください。

「くらたあ」が皆様に活用され、少しでも日常生活のお役に立てば幸いです。なお、内容につきましては、令和4年4月現在の制度に基づいて作成しています。

ご不明な点等ございましたら、市役所障害福祉課までお問い合わせください。なお、精神障害者保健福祉手帳が交付されている方は本紙とは別に「豊橋市精神保健福祉ガイドブック」をご覧ください。

【豊橋市役所 障害福祉課】

TEL : 0532-51-2345 FAX : 0532-56-5134

E-mail : shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp

[くらたあ] =スウェーデン語で「福祉アドバイザー」を意味する「kurator」をアレンジしました。



目次

1 手帳について

6ページ

(1) 身体障害者手帳	6
(2) 療育手帳	7
(3) 各種届出(身体障害者手帳)	8
(4) 各種届出(療育手帳)	9

2 手当、年金等の支給

10ページ

(1) 豊橋市障害者扶助料	10
(2) 在宅重度障害者手当	11
(3) 特別障害者手当	11
(4) 障害児福祉手当	12
(5) 愛知県特別障害者手当	12
(6) 障害基礎年金・障害厚生年金、障害年金生活者支援給付金	13
(7) 特別児童扶養手当	13
(8) 児童扶養手当、愛知県遺児手当、豊橋市母子父子福祉手当	14
(9) 心身障害高校生奨学金・入学準備金、心身障害者技能習得奨励金	14
(10) 施設に入所している方への手当・年金支給一覧表	15

3 税金

16ページ

(1) 所得税、市民税・県民税の軽減	16
(2) 相続税の障害者控除および扶養信託契約に係る贈与税の非課税	16
(3) 自動車税(種別割)の減免	17
(4) 軽自動車税(種別割)の減免	18
(5) 自動車税(環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)の減免	19

4 交通運賃など

20ページ

(1) JR・私鉄等鉄道旅客運賃の割引	20
(2) 国内線航空旅客運賃の割引	21
(3) バス運賃の割引(豊鉄バス・コミュニティバス)	22
(4) タクシー料金の割引	22
(5) 交通助成券(5,000円分)の配布	23
(6) 障害者タクシー料金助成券(15,000円分)の配布	24
(7) 有料道路通行料金の割引	25

5 その他の交通面のサービス

26 ページ

(1) 駐車禁止除外指定車標章の交付	26
(2) 自動車運転免許取得費の助成	27
(3) 自動車改造費の助成	28

6 障害福祉サービス・障害児通所支援・ 地域生活支援事業

29 ページ

(1) 障害者総合支援法による障害福祉サービスなど	29
(2) 児童福祉法による障害児通所支援	33
(3) 地域生活支援事業によるサービス	35

7 補装具・日常生活用具

38 ページ

(1) 補装具費の支給	38
(2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成	40
(3) 日常生活用具費の支給	41
(4) 車いすの貸し出し	48

8 住宅

49 ページ

(1) 住宅改修費の支給	49
(2) 公営住宅の家賃減額	50
(3) 公営住宅の優遇入居	50

9 医療

51 ページ

(1) 障害者医療費受給者証(マル障)の発行	51
(2) 後期高齢者医療制度（障害認定により後期高齢者に該当となる方）	52
(3) 後期高齢者福祉医療費受給者証(マル福)の発行	53
(4) 自立支援医療(更生医療)の給付	54
(5) 母子父子家庭等医療費助成	55

10 各種相談

56 ページ

(1) 愛知県東三河児童・障害者相談センター	56
(2) 豊橋市こども発達センター	56
(3) 障害児・療育問題の相談	57
(4) 障害者就業・生活支援相談	57
(5) 障害者相談支援事業	58
(6) さくらピア相談事業	60
(7) 成年後見制度	61

11 その他

62 ページ

(1) NHK放送受信料の免除	62
(2) 豊橋市内の施設入場料の減免	63
(3) 手話通訳者・要約筆記者の派遣	64
(4) FAX119番・eメール119番の登録	64
(5) Net119(ネットで 119 番通報)の登録	65
(6) FAX110 番・110 番アプリシステムの案内	65
(7) インターネットテレビシステムによる手話通訳	66
(8) 携帯型磁気ループシステムの貸し出し	66
(9) さくらピア スポーツ・文化教室	66
(10) ビギンの点字パソコン教室・料理教室	66
(11) 心身障害者扶養共済制度	67
(12) 図書館の障害者サービスについて	67
(13) 避難行動要支援者支援事業	68
(14) 携帯電話料金の割引	68
(15) 救急医療情報キット配布事業	69
(16) ヘルプカードの配布	69

☆ 介護保険制度と障害福祉サービスについて

70 ページ

▼ 付録

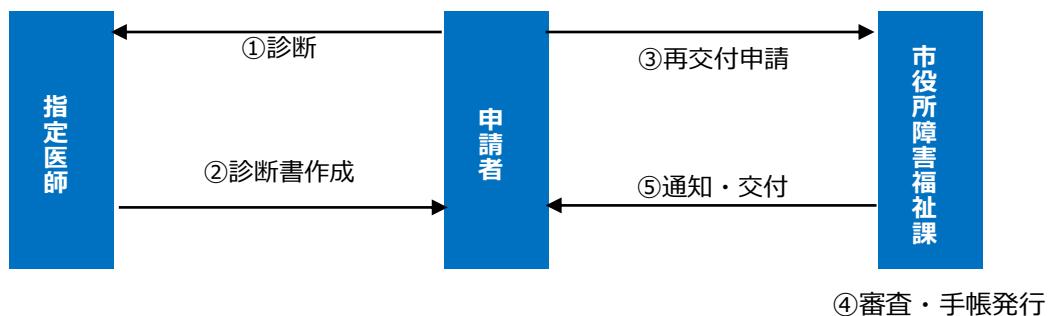
74 ページ

- ◎ 豊橋市内諸施設案内
- ◎ 障害者マークの紹介
- ◎ 身体障害者手帳の見方
- ◎ 療育手帳の見方

(1) 身体障害者手帳

視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性）・内部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓）に永続的な障害があり、身体障害者福祉法に基づく 1～6 級相当の障害のある方に対して、障害があることを証明する手帳です。障害程度の変更・追加・再認定による見直しなどを除いて、原則、手帳の更新はありません。

● 障害の程度が変更した場合



申請書類

- 診断書（指定医師作成のもの）
- 写真 1 枚（縦 4 cm × 横 3 cm）
- マイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カード
- 本人確認書類（免許証など）

※診断書は所定の様式のものでの受付となります。市役所障害福祉課（東館 1 階 11 番窓口）でお受け取りいただけます。市役所障害福祉課のホームページからダウンロードをお願いします。

※指定医師とは、身体障害者福祉法第 15 条により都道府県知事等から指定を受けている医師です。

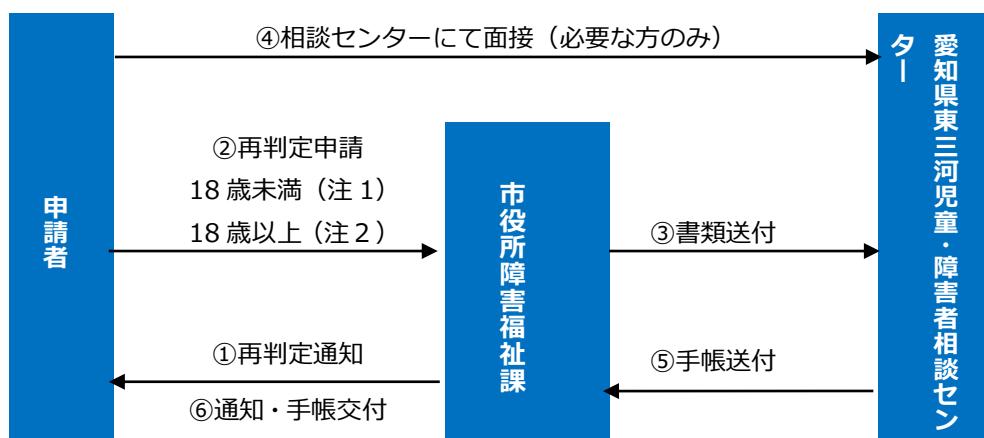
(2) 療育手帳

18歳になる以前に知的な遅れがみられる方に対して交付される手帳です。知的障害の程度により、重度（愛知県ではA判定）、中度（B判定）、軽度（C判定）に分かれます。年齢・状況等に応じて、必要な期間ごとに、再判定が必要です。判定は愛知県東三河児童・障害者相談センター（東三河総合庁舎内）で行います。

なお、初めて療育手帳を申請する場合、障害福祉課（51-2345）までご連絡ください。

●再判定の流れ

※再判定の時期が近づきましたら市役所からお知らせいたしますので、再判定年月までに更新の手続きをお済ませください。



（注1）面接の日程は、市役所障害福祉課で上図②の再判定申請をしていただく際に愛知県東三河児童・障害者相談センターと調整し決定します。

（注2）18歳以上の方は、調査表の提出による書面判定が基本となります。ただし、面接が必要となる場合があります。

申請書類

- 療育手帳
- 写真1枚（縦4cm×横3cm）
- マイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カード
- 本人確認書類（免許証など）

※ 18歳以上の方で面接が必要となる場合

- ① 18歳以上になって、初めて再判定を受ける方
- ② 前回の判定で、愛知県東三河児童・障害者相談センターから次回再判定で面接が必要とされた方

(3) 各種届出（身体障害者手帳）

★すべての手続きで必要なもの

- ・身体障害者手帳（「手帳を紛失・破損してしまった場合」を除く）

以下の場合、すみやかに市役所障害福祉課（東館1階 11番窓口）で手続きをしてください。

届出内容	★以外の必要書類	手続き内容
【再交付】 手帳を紛失、破損した場合	<ul style="list-style-type: none">● 写真1枚（縦4cm×横3cm）● マイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カード● 本人確認書類（免許証など）	手帳を再交付することができます。 ※即日交付はできません。 ※手帳ができるまでの間、所持証明を発行できます。（所持証明ではお使いいただけないサービスもありますので、ご注意ください。）
【住所・氏名変更】 住所、氏名が変わった場合	★ 記載のもの	手帳に住所・氏名が記載されていますので、変更手続きが必要です。
【手当の振込の口座変更】	<ul style="list-style-type: none">● 新しい口座のわかるもの（預金通帳等）	障害者本人名義の口座であれば、振込先を変えることができます。
【手当の受給資格喪失】	<ul style="list-style-type: none">● マイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カード● 本人確認書類（免許証など）	施設入所等で手当の受給資格がなくなった場合、手当喪失の手続きが必要です。
【県内転出】 県内の市町村へ転出する場合	<ul style="list-style-type: none">● 新しい口座のわかるもの（預金通帳等） <p>※ 未支給手当がある場合がありますので、振込口座が今までのものと異なる場合のみ必要です。</p>	転出先の市町村でもご利用いただけます。手帳の住所変更は転出先の市町村役場で手続きを行ってください。市の手当が支給されている方は喪失届が必要です。
【県外転出】 県外の市町村へ転出する場合	<ul style="list-style-type: none">● 新しい口座のわかるもの（預金通帳等） <p>※ 未支給手当がある場合がありますので、振込口座が今までのものと異なる場合のみ必要です。</p>	他県においてもそのまま使用できます。手帳の住所変更は転出先の市町村役場で手続きを行ってください。市の手当、県の手当（名古屋市への転出を除く）が支給されている方は喪失届が必要です。
【返還】 障害のある方が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none">● 相続人（住民票上同一世帯の方に限る）の口座番号のわかるもの（預金通帳等） <p>※ 障害者医療費受給者証等の受給者証をお持ちの方はご持参ください。</p>	手帳の返還・手当の喪失・受給者証の喪失の手続きが必要です。

※代理申請の場合、代理人の写真付き身分証明（写真なしは2点）が必要。窓口センターでは手続き不可

問合せ先

障害福祉課（☎51-2345）

(4) 各種届出（療育手帳）

★すべての手続きで必要なもの

- ・療育手帳（「手帳を紛失・破損してしまった場合」を除く）

以下の場合、すみやかに市役所障害福祉課（東館1階11番窓口）で手続きをしてください。

届出内容	★以外の必要書類	手続き内容
【再交付】 手帳を紛失、破損した場合	<ul style="list-style-type: none">● 写真1枚（縦4cm×横3cm）● マイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カード● 本人確認書類（免許証など）	手帳を再交付することができます。
【住所・氏名変更】 住所、氏名が変わった場合	★ 記載のもの	手帳に住所・氏名が記載されていますので、変更手続きが必要です。
【手当の振込の口座変更】	<ul style="list-style-type: none">● 新しい口座のわかるもの（預金通帳等）	障害者本人名義の口座であれば、振込先を変えることができます。
【手当の受給資格喪失】	<ul style="list-style-type: none">● マイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カード● 本人確認書類（免許証など）	施設入所等で手当の受給資格がなくなった場合、手当喪失の手続きが必要です。
【県内転出】 県内の市町村（名古屋市以外）へ転出する場合	<ul style="list-style-type: none">● 新しい口座のわかるもの（預金通帳等） <p>※ 未支給手当がある場合がありますので、振込口座が今までのものと異なる場合のみ必要です。</p>	転出先の市町村でもご利用いただけます。手帳の住所変更は転出先の市町村役場で手続きを行ってください。市の手当が支給されている方は喪失届が必要です。
【県外転出】 名古屋市および県外の市町村へ転出する場合	<ul style="list-style-type: none">● 新しい口座のわかるもの（預金通帳等） <p>※ 未支給手当がある場合がありますので、振込口座が今までのものと異なる場合のみ必要です。</p>	他県（名古屋市含む）の手帳に作り直す必要があります。また、作り直す際に再度判定を行う必要があるので、事前に転出先の市町村役場にご相談ください。 市の手当、県の手当（名古屋市への転出を除く）が支給されている方は喪失届が必要です。
【返還】 障害のある方が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none">● 相続人（住民票上同一世帯の方に限る）の口座番号のわかるもの（預金通帳等） <p>※ 障害者医療費受給者証等の受給者証をお持ちの方はご持参ください。</p>	手帳の返還・手当の喪失・受給者証の喪失の手続きが必要です。

※窓口センターでは手続き不可

問合せ先

障害福祉課（☎51-2345）

(1) 豊橋市障害者扶助料

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（65歳以上で新たに取得された方を除く）にはその等級に応じて市の扶助料が支給されます。（一部、支給制限があります。）

支給額

等級	金額
身体1級・精神1級・療育A判定・合併	月額4,200円
身体2級	月額3,200円
身体3級・精神2級・療育B判定	月額2,300円
身体4級	月額1,500円
身体5、6級・精神3級・療育C判定	月額1,000円
※合併とは・・・身体障害者手帳2～4級と、療育手帳B判定又は精神障害者保健福祉手帳2級を所持している方	

支給月

申請の翌月分から支給。2月、5月、8月、11月の各月10日払い（金融機関休業日の場合、前日の営業日）

申請方法

身体障害者手帳又は療育手帳の受け取り時に、市役所障害福祉課（東館1階11番窓口）で申請

その他

以下に該当する場合、受給できません。

- 市内に住民登録がない方（手帳の住所変更をしていない場合も受給不可）
- 老人ホームなどに入所している方（詳しくは⑩施設に入所している方への手当・年金支給一覧表を参照）
- 65歳以上で新たに身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

問合せ先

障害福祉課（☎51-2345）

(2)在宅重度障害者手当

特別障害者手当受給者・障害児福祉手当受給者・経過的福祉手当受給者、施設入所者、長期入院者（3ヶ月以上）、および身体障害者手帳・療育手帳を65歳以上で新たに取得された方を除く重度障害者に支給されます。

本人および扶養義務者に所得制限がありますので受給できない場合があります。

施設（障害者支援施設・高齢者施設・介護保険施設など）へ入所されている方につきましては、受給資格がありません。現在受給中の方で、施設に入所される方は喪失の手続きが必要となります。

支給額

等級	金額
1種（身体1～2級かつIQ35以下）	月額 15,500円
2種（身体1～2級又はIQ35以下、合併）	月額 6,750円
※合併とは・・・身体障害者手帳3級かつIQ36～50の方	

支給月

申請の翌月分から支給。4月、8月、12月の各月25日払い（金融機関休業日の場合、前日の営業日）

その他

手当の受給要件の確認のため、毎年8月頃に所得状況届を提出していただく必要があります。

問合せ先

障害福祉課（☎51-2345）

(3)特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の方（施設に入所している方を除く）に支給します。

手帳の有無に関わらず、診断書（所定の様式）で判断され、所得制限などの条件があります。

支給額

月額 27,300円

支給月

申請の翌月分から支給。2月、5月、8月、11月の各月10日払い（金融機関休業日の場合、前日の営業日）

その他

この手当は、施設入所者には支給されません。また、所得制限・長期入院制限（3か月以上）等の諸条件があります。

手当の受給要件の確認のため、毎年8月頃に現況届を提出していただく必要があります。

問合せ先

障害福祉課（☎51-2345）

(4)障害児福祉手当

心身に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳未満の方（施設に入所している方を除く）に支給します。

手帳の有無に関わらず、診断書（所定の様式）で判断され、所得制限などの条件があります。

該当する障害

- ①おおむね身体障害1級、もしくは常時介護が必要な身体障害2級程度
- ②IQ20以下
- ③上記と同程度の障害又は病状（肝臓疾患、血液疾患等）で常時特別な介護が必要な方

支給額

月額14,850円

支給月

申請の翌月分から支給。2月、5月、8月、11月の各月10日払い（金融機関休業日の場合、前日の営業日）

その他

この手当は、施設入所者には支給されません。また、所得制限等の諸条件があります。手当の受給要件の確認のため、毎年8月頃に現況届を提出していただく必要があります。

問合せ先

障害福祉課（☎51-2345）

(5)愛知県特別障害者手当等

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当に対して、加算して支給されます。

支給額

手当	等級	金額
愛知県特別障害者手当 (特別障害者手当受給の方)	A種（身体障害1～2級かつIQ35以下）	月額6,850円
	B種（身体障害1～2級又はIQ35以下）	月額1,050円
愛知県障害児福祉手当 (障害児福祉手当受給の方)	A種（身体障害1～2級かつIQ35以下）	月額6,900円
	B種（身体障害1～2級又はIQ35以下）	月額1,150円
愛知県福祉手当 (経過的福祉手当受給の方)	A種（身体障害1～2級かつIQ35以下）	月額6,900円
	B種（身体障害1～2級又はIQ35以下）	月額1,150円

(6)障害基礎年金・障害厚生年金、障害年金生活者支援給付金

国民年金に加入している期間中などに国民年金法施行令に定める障害等級に該当する方に障害基礎年金が、厚生年金保険に加入しており厚生年金法施行令に定める障害に該当する状態になった方に障害厚生年金が支給されます。また、年金とは別に障害年金生活者支援給付金が支給されます（いずれも所得制限などがあります）。

支給額

年金、給付金の種類	金額
障害基礎年金	[1級] 年額 972,250円 [2級] 年額 777,800円
障害厚生年金	個々によって加算額が異なる
障害年金生活者支援給付金	[1級] 月額 6,275円 [2級] 月額 5,020円

支給月

偶数月の15日前後（指定した金融機関の口座に振り込み）

その他

- 身体障害者手帳・療育手帳の等級が障害年金の等級に反映されるわけではありません
- 共済年金に加入している方も同様の障害年金があります
- 「20歳前傷病による障害基礎年金」の支給については、問合せ先にご確認ください

問合せ先

障害基礎年金（国民年金に加入の方）／市役所国保年金課（☎51-2290）

障害厚生年金（厚生年金に加入の方）／豊橋年金事務所（☎33-4111）

障害年金生活者支援給付金／市役所国保年金課（☎51-2290）

(7)特別児童扶養手当

心身に障害（身体障害1～3級（一部4級も含む）、療育手帳A・B判定程度）がある20歳未満の児童を養育している方に支給します。

手帳の有無に関わらず、診断書（所定の様式）で判断され、所得制限などの条件があります。

支給額

障害の程度	金額
身体障害1～2級又はA判定	月額 52,400円
身体障害3級（4級の一部も含む）又はB判定	月額 34,900円

支給月

4月、8月、11月の各月11日払い（金融機関休業日の場合、前日の営業日）

その他

手当の受給要件の確認のため、毎年8月頃に所得状況届を提出していただく必要があります。

問合せ先

障害福祉課（☎51-2345）

(8)児童扶養手当、愛知県遺児手当、豊橋市母子父子福祉手当

18歳以下（一定の障害がある場合は20歳未満まで）の児童を養育している家庭で、父又は母が重度の障害の場合は支給対象になることがあります。

問合せ先 子育て支援課（☎51-2320）

(9)心身障害高校生奨学金・入学準備金、心身障害者技能習得奨励金

心身に障害があり、高校（盲学校・ろう学校・特別支援学校の高等部を含む）に在学する方（生活保護法による被保護者である者を除く）に奨学金を、進学する方（4月中に申請した新規入学者のみ）に入学準備金を支給します。

また、心身に障害があり、専修学校または各種学校に就学している方に技能習得奨励金を支給します（いずれも所得制限などがあります）。

支給額

内容	金額
奨学金	月額 10,000 円
入学準備金	17,500 円（1回のみ）
技能習得奨励金	月額 10,000 円

申請書類

- 在学証明書
- お持ちの障害者手帳
- 本人名義の預金通帳

問合せ先

障害福祉課（☎51-2345）

※申請が認められると、年に3回（5月、8月、12月末）に分けて金融機関の口座に振り込まれます（※申請時期により支給開始月は異なります）。

(10)施設に入所している方への手当・年金支給一覧表

★入所		手当・年金	豊橋市障害者扶助料	愛知県在宅重度障害者手当	特別障害者手当	経過的福祉手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	障害基礎年金
障害者支援施設★		×	×	×	×	×	×	×	○
宿泊型自立訓練施設		○	○	○	○	○	○	○	○
グループホーム		○	○	○	○	○	○	○	○
障害児入所施設★		×	×	×	×	×	×	×	○
児童養護施設		×	×	—	—	×	×	○	
施設 高齢者	養護老人ホーム★	×	×	×	×	—	—	—	○
	軽費老人ホーム★	×	×	—	—	—	—	—	○
介護 保険 施設	特別養護老人ホーム★	×	×	×	×	—	—	—	○
	老人保健施設★	○	×	▲※1	×	—	—	—	○
	介護医療院★	○	×	▲※1	—	—	—	—	○
	療養型医療施設★	○	×	▲※1	×	—	—	—	○
医療	入院	○※2	▲※1	▲※1	○	○	○	○	○
乳児院		×	×	—	—	×	×	○	
児童心理治療施設		×	×	—	—	×	×	○	
児童自立支援施設		×	×	—	—	×	×	○	
更生施設など		×	×	×	×	×	×	○	
刑事施設など		×	×	—	—	—	—	×	×

※1 ▲は3ヶ月以上の長期入院になると、受給資格が喪失

※2 療養介護による入院は受給不可

【共通】等級・所得状況などの受給条件を満たしている必要あり。○でも併給制限により受給できない場合あり

市内の施設（一部抜粋）※以下の施設以外でも受給資格喪失の対象であれば受給不可

障害者支援施設

- 珠藻荘（野依町）
- あかね荘（野依町）
- 豊橋ちぎり寮（高師町）

- 自由の杜（老津町）
- シーサイド吉前（吉前町）

軽費老人ホーム（ケアハウス）

- 若菜荘（野依町）
- すこやかの里（飯村町）
- くろしお（小松原町）
- カサデローザ（野依町）
- かなだ（石巻町）
- 美光ハイム（王ヶ崎町）
- 彩幸（西赤沢町）

障害児入所施設

- 豊橋ゆたか学園（高師町）
- 豊橋医療センター（飯村町）

- 岩崎学園（岩崎町）

老人保健施設

- みのり（大村町）
- 赤岩荘（多米町）
- 豊橋ケアセンター（嵩山町）
- ベルヴューハイツ（青竹町）
- ジュゲム（野依町）
- 尽誠苑（大脇町）
- 明陽苑（八通町）

特別養護老人ホーム

- 王寿園（小松原町）
- 作楽荘（王ヶ崎町）
- 永生苑豊橋（大村町）
- 喜寿苑（前芝町）
- 彩幸（西赤沢町）
- さわらび荘（浪ノ上町）
- 第二さわらび荘（野依町）
- つつい荘（飯村町）
- 天伯（天伯町）
- やまなみ王寿園（中原町）
- 常盤（宮下町）
- 真寿苑（牟呂町）
- 幸王寿園（西幸町）
- 大清水彩幸（東大清水町）
- カサデヴエルデ（杉山町）
- 俱楽荘（川崎町）
- カサブランカ（三ノ輪町）
- 斯楽荘（石巻本町）
- 高師王寿園（高師本郷町）
- 谷川王寿園（中原町）

介護医療院

- ※介護保険制度による入院
- 赤岩介護医療院（多米町）
- 福祉村病院介護医療院（野依町）

療養型医療施設

- ※介護保険制度による入院
- 二川病院（大岩町）

(1)所得税、市民税・県民税の軽減

本人、同一生計配偶者、扶養親族に障害がある場合、所得税、市民税・県民税において一人につき以下の所得控除（障害者控除）を受けることができます。

控除額	内容	控除額
	所得税	270,000 円（特別障害者（※）は 400,000 円）
	市民税・県民税	260,000 円（特別障害者（※）は 300,000 円）

※身体障害者手帳 1～2 級又は療育手帳 A 判定です。

問合せ先 所得税／豊橋税務署（☎52-6201㈹）、

市民税・県民税／市役所市民税課（西館 2 階 ☎51-2200～2207）

(2)相続税の障害者控除および扶養信託契約に係る贈与税の非課税

障害者手帳を所持している方は、相続税と贈与税の減免を受けることができる場合があります。税制改革により変更の可能性があるため、詳細はお問い合わせください。

問合せ先 豊橋税務署 資産税課（☎52-6201）

(3) 自動車税（種別割）の減免

条件

- 自動車の名義は障害者自身に限る。(自分が運転せず、下表の障害に該当する18歳未満の身体障害児・知的障害児、18歳以上のA判定の知的障害者については、生計を一にする方が所有する場合を含みます。)
 - 営業車以外で、一人につき一台
- ※ 障害のある方と生計を一にする方が運転する場合は、専ら通学、通園、通院、通所又は生業のために使用する場合が対象。常時介護する者が運転する場合は、お問い合わせください。障害のある方が入院・入所中の場合は原則対象外

障害区分	障害者自身が運転をする場合	障害者の方と生計を一にする又は、常時介護する方が運転をする場合
視覚障害	1~4級	1~4級
聴覚障害	2~3級	2~3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害	3級（注1）	—
上肢機能障害	1~2級	1~2級
下肢機能障害	1~6級（注2）	1~3級
体幹機能障害	1~3・5級	1~3級
内部機能障害	1~4級	1~3級
知的障害	A判定	A判定
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1~2級 移動機能 1~6級（注2）	上肢機能 1~2級 移動機能 1~3級

（注1）喉頭摘出による音声障害がある場合に限られます。

（注2）下肢機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能の級別が7級に該当し、他の障害を有することにより身体障害者手帳の交付を受けている者については、これらの障害の級別を6級とします。

減免額

上限年額 45,000円（上限を超える場合、差額分を納付）

申請書類

- 身体障害者手帳・療育手帳等（交付を受けているすべての手帳）
- 運転者の運転免許証（表裏両面の写し可）
- 自動車検査証（減免申請後に自動車を購入する場合※購入後に提示の必要あり）
[生計を一にする方が運転する場合]
- 同一世帯の場合…障害のある方と運転者の世帯全員の氏名・続柄が記載された住民票（申請前3ヶ月以内に発行されたもの）
- 同一世帯にない場合…生計同一証明書（同上）
※生計同一証明書は、市役所障害福祉課（東館1階 ☎51-2345）で発行。
※生計同一証明書の発行には、障害者本人と運転者の続柄が確認できるもの（戸籍抄本等）が必要となる場合があります。

問合せ先

東三河県税事務所（☎35-6130）

(4) 軽自動車税（種別割）の減免

条件

- 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けられている方のために使用する軽自動車などで、使用状況が下表に該当する方（手帳の等級は問いません。）
- 普通自動車、軽自動車を通じて、障害のある方一人につき一台

	身体障害者手帳		療育手帳
	18歳以上	18歳未満	
納税義務者	本人 生計を一にする方	本人 生計を一にする方	本人 生計を一にする方
運転者	本人 生計を一にする方 常時介護する方	生計を一にする方 常時介護する方	本人 生計を一にする方 常時介護する方

※納税義務者とは…原則軽自動車等の所有者ですが、使用者の場合もあります

減免額

全額免除

申請期間

軽自動車税（種別割）の納期限まで（期限を過ぎた場合、翌年度からの減免）

申請書類

- 障害者手帳、療育手帳（所持しているものすべて）
- 運転者の運転免許証（写し可）
- 自動車検査証（写し可）
- 納税義務者のマイナンバー（個人番号）カード、通知カード（写し可）または個人番号が記載された住民票（写し可）

※マイナンバー（個人番号）カード以外の場合、申請者の身分証明（写し不可）が必要

- 生計同一証明書（障害のある方と納税義務者・運転者が同一世帯でない場合）
- 常時介護証明書（障害のある方で構成される世帯で、常時介護する方が運転する場合）

※生計同一証明書、常時介護証明書は、市役所障害福祉課（東館1階 ☎51-2345）で発行

※生計同一証明書の発行には、障害者本人と運転者の続柄が確認できるもの（戸籍抄本等）が必要となる場合があります。

※代理申請の場合、代理人の本人確認書類（写し不可）、納税義務者の障害者手帳、自動車検査証または委任状が必要です。

問合せ先

市役所資産税課（東館2階 ☎51-2210）

(5) 自動車税（環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）の減免

障害のある方が本人名義の普通自動車、軽自動車を購入する際にかかる自動車税（環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）が減免されます。

条件 ● おおむね自動車税（種別割）の減免の際と同じです。

減免額 取得価額 300 万円に相当する税額まで（上限額を超える場合、上限額との差額分を納付。
取得価額のうち障害者の方のための改造費については、減免上限額に加算。）

問合せ先 自動車税（環境性能割）／愛知県名古屋東部県税事務所豊橋駐在室（☎32-6771代）、
軽自動車税（環境性能割）／名古屋東部県税事務所（☎052-953-7865）

(1)JR・私鉄等鉄道旅客運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方が、JR・名鉄を利用される際、その運賃等が割引されます。手帳に記載されている「第1種」「第2種」によって適用範囲が異なりますのでご注意ください。

適用範囲

区分	種別	【1種】	【2種】
障害者のみの単独乗車		50%割引 (営業キロが片道100kmを超えて乗車する場合)	50%割引 (営業キロが片道100kmを超えて乗車する場合)
障害者が介護者とともに乗車		障害者本人+介護者一人が50%割引 (距離の制限なし)	本人のみ50%割引 (介護者は割引されません) (営業キロが片道100kmを超えて乗車する場合)

申請方法

- 駅・旅行代理店等で乗車券を購入される際に、窓口に身体障害者手帳・療育手帳をご提示ください。

※単独乗車の割引範囲、片道100km以上とは

【JRの場合】	大阪 ← 岐阜 ← 豊橋 → 静岡 → 東京
	(262.8 km) (102.7 km) (113.4 km) (293.6 km)

【名鉄の場合】	豊橋 → 名鉄名古屋 → 名鉄岐阜
	(68.0 km) (99.8 km)

【渥美線の場合】	(第1種)のみ 障害者のみ単独乗車：名鉄等と乗り継ぎで100kmを超える場合は50%割引 障害者が介護者とともに乗車：障害者本人+介護者一人が50%割引(距離の制限なし)
----------	---

【市電の場合】	割引なし
---------	------

※私鉄の運賃割引についてはそれぞれの会社により申請方法や割引範囲、割引率が異なる場合がありますので、詳しくはそれぞれの会社へお問い合わせください。

問合せ先

各鉄道会社

(2)国内線航空旅客運賃の割引

満 12 歳以上の身体障害者・知的障害者・精神障害者およびその介護者が国内航空路線を利用される場合、その運賃が割引されます。

※介護者とは、航空運送事業者が、介護能力があると認める満 12 歳以上の旅客で、障害者と同時に同一区間を旅行する方 1 名までです。

適用範囲 各航空運送事業者又は路線によって異なります。

申請方法 航空券を購入される際に、窓口に手帳をご提示ください。障害者の方が介護者と共に利用する場合は、航空券を同時に購入してください。

その他 障害者の方が小児（3 歳～11 歳）の場合は、介護者の方は運賃の割引を受けることができる場合があります。詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

問合せ先 各航空会社

(3)バス運賃の割引（豊鉄バス・コミュニティバス）

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、下記のバスを利用される際も、鉄道同様その運賃等が割引されます。

申請方法

- 運賃を払う際に手帳を提示

券の種類 会社区分	豊鉄バス	コミュニティバス
	第1種・第2種区分なし	第1種・第2種区分なし
乗車券	50%割引	障害者及び介護者1名 50%割引
定期券	30%割引	—
回数券	50%割引	50%割引

※豊鉄乗合バスの場合、本人が要介護者と認められれば、障害者手帳の提示で介護者1名の運賃が半額になります。

問合せ先

豊鉄バス（株）豊橋営業所（☎44-8410）

▽ コミュニティバス 下表のとおり

運行に関すること	豊橋市役所都市交通課		
	東部東山線「やまびこ号」	東海交通（株）岩屋営業所	（☎51-2620） (FAX56-5108)
	「柿の里バス」	豊鉄タクシー（株）	（☎66-2431）
	「しおかぜバス」 「かわきたバス」	東海交通（株）高洲営業所	（☎56-5111）
運行状況に関すること	表浜乗合タクシー 「愛のりくん」	細谷二川系統 細谷イオン系統 小沢二川系統 小沢イオン系統	（☎31-8380）
		東海交通（株） 岩屋営業所	（☎66-2431）
	高根芦原系統 豊南大清水系統	豊鉄タクシー（株）	（☎56-5111）

(4)タクシー料金の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がタクシーに乗車された場合、迎車料金を除く料金が1割引になるタクシー会社もありますので、詳しくはそれぞれのタクシー会社へお問い合わせください。

申請方法

- タクシー乗車の際、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示

問合せ先

各タクシー会社

(5)交通助成券（5,000円分）の配布

6歳以上（就学前の児童は除く）の障害者の方へ年度に1回、下記の交通助成券をいずれかひとつをお渡しします。

助成券	種類	適用範囲
	障害者交通助成券 5,000円分 ※豊鉄渥美線、市内線（市電）、 豊鉄バス、コミュニティバス共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊鉄渥美線 ● 市内線（市電） ● 豊鉄バス（高速バス・自治体の受託路線を除く） ● コミュニティバス（地域生活バス・タクシー） <ul style="list-style-type: none"> ・東部東山線「やまびこ号」 ・「柿の里バス」石巻西川・賀茂線、下条・森岡線 ・「かわきたバス」 ・「しおかぜバス」梅ヶ前芝線 ・表浜乗合タクシー「愛のりくん」
	障害者タクシー料金助成券 5,000円分	<ul style="list-style-type: none"> ● 東海交通 ● ヨシダ交通 ● かけはし ● 豊橋福祉タクシー ● 豊鉄タクシー ● まんとく福祉タクシー ● 光栄運輸 ● 豊橋市個人タクシー協同組合 ● ちゃんタク
	元気バス購入助成券 5,000円分 ※65歳以上の方のみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊鉄バス <p>※発売窓口（豊橋駅前バスセンターなど）で引き換えが必要。販売価格との差額分は自己負担</p>

申請書類

- 障害者手帳（複数所持している方は、すべて）

申請場所

市役所障害福祉課（東館1階11番窓口）（毎年4月中旬以降～）
 ※5月中旬～9月末は窓口センターでも受け取り可

その他

- 郵送による手続きは不可
- 交付期間は年度によって変更する場合があります。詳しくは広報とよはし4月号又はホームページをご確認ください。

問合せ先

障害福祉課（☎51-2345）



市電（ほっトラム）



コミュニティバス（柿の里バス）

(6)障害者タクシー料金助成券（15,000円分）の配布

重度の障害（下記の障害に該当される方）をお持ちの方で、自動車税・軽自動車税（種別割）の減免措置を受けていない方に、年度に1回 タクシー料金助成券30枚（1枚500円分）を綴った助成利用券（車いす利用者にはさらに介護サービス券2枚（1枚1,200円分）がついています。）を1冊お渡しします。

該当する障害とは 身体障害者手帳 視覚・下肢・脳原性移動機能・体幹・内部障害いずれかの1～3級
療育手帳 A・B判定
精神障害者保健福祉手帳 1・2級
※上記障害内容がないと該当しませんので、重複障害のある方はご注意ください。

助成券	種類	適用範囲
障害者タクシー料金助成券 15,000円分	● 東海交通 ● かけはし ● 豊鉄タクシー ● 光栄運輸 ● ちゃんタク	● ヨシダ交通 ● 豊橋福祉タクシー ● まんとく福祉タクシー ● 豊橋市個人タクシー協同組合

申請書類 ● 障害者手帳（複数所持している方は、すべて）

申請場所 市役所障害福祉課（東館1階11番窓口）（毎年4月中旬以降～）
※5月中旬～9月末は窓口センターでも受け取り可

その他
● 1回の乗車における利用枚数の制限なし
● 郵送による手続きは不可
● 交付期間は年度によって変更する場合があります。詳しくは広報とよはし4月号又はホームページをご確認ください。
● 自動車税・軽自動車税（種別割）の減免措置を受けていないことを確認させていただくため、手帳をお持ちでない場合はお渡しえきませんのでご了承ください。

問合せ先 障害福祉課（☎51-2345）

(7) 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳（第1種及び第2種）または療育手帳（A判定）をお持ちの方が、通勤・通学・通院等の日常生活で有料道路を利用される場合、その通行料金が半額となります。
市役所障害福祉課で事前に申請が必要です。料金は通常半額となります、端数が生じる場合は、ご利用になる有料道路の計算単位により10円単位又は50円単位で切り上げとなります。

対象者	【第1種・A判定】・・・障害者本人が運転するか、同乗すること 【第2種】・・・・・・障害者本人が運転すること
------------	---

自動車の範囲	當業車以外で、障害者本人あるいは配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する車1台 ※レンタカー・タクシー・軽トラック・借用自動車・車検、修理等の代車等は対象となりません。 ※手帳所持者と自動車所有者が住民基本台帳上別世帯の場合、続柄を確認するための証明書類が必要です。（※例：戸籍謄本など）
---------------	---

申請書類	<p>【ETCを利用しない場合】</p> <ul style="list-style-type: none">● 身体障害者手帳または療育手帳● 車検証● 自動車検査証記録事項（普通自動車かつ令和5年1月以降に発行された車検証の方） ※自動車の所有者が障害者本人または同一世帯の親族以外の場合は以下の書類が必要です。 ○所有者が別世帯の親族の場合：障害者と所有者の関係が分かるもの（戸籍など） ○割賦購入・長期リースの場合：契約書（<u>ローン終了後には所有者の名義変更が必要です</u>）● 運転免許証（障害者本人が運転する場合） <p>【ETCを利用する場合】</p> <p>上記に加えて</p> <ul style="list-style-type: none">● ETCカード（障害者本人名義のもの）※本人が18歳未満の場合は親権者名義も可● ETC車載器セットアップ申込書・証明書
-------------	--

申請方法	市役所障害福祉課（東館1階11番窓口）で申請 (ETCでの障害者割引を利用する場合は、市役所での申請後に有料道路事業者への申請も必要です。市役所での申請時に「ETC利用対象者証明書」と封筒をお渡ししますので、切手を貼って投函してください。ETCでの障害者割引が可能になるまでには3週間程かかります。)
-------------	---

※割引の対象となる有料道路は東名高速道路・名神高速道路などです。

問合せ先	有料道路ETC割引登録係（☎045-477-1233）
-------------	-----------------------------

(1) 駐車禁止除外指定車標章の交付

下記に該当する身体障害者・知的障害者が自動車を利用する際、法定禁止（交差点のすぐ近くなど）を除く駐車禁止の箇所でも駐車することができます。

手帳の種別	障害の区分		障害の級別
身体障害者手帳	視覚障害		1級から4級の1（4級の2）
	聴覚障害		2級又は3級
	平衡機能障害		3級
	上肢機能障害		1級、2級の1又は2級の2
	下肢機能障害		1級から4級までの各級
	体幹機能障害		1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級又は2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合は除きます。）
		移動機能	1級又は2級（3級、4級）
		心臓機能障害	
	じん臓機能障害		1級又は3級
	呼吸器機能障害		1級又は3級（4級）
	ぼうこう又は直腸機能障害		1級又は3級
	小腸機能障害		1級又は3級
	免疫機能障害		1級から3級までの各級（4級）
	肝臓機能障害		1級から3級までの各級
療育手帳	A判定		
小児慢性特定疾患児手帳	色素性乾皮症の認定を受けている方		

申請書類

- 身体障害者手帳等（原本と写し）

※手帳に写真がない方は、別途、身分証明が必要
- 指定医の「意見書・診断書」等（新規申請で「障害の級別」が（）に該当する方、その指定医が歩行困難であるため日常生活活動が著しく制限されると認めた方）
- ※ 代理申請の場合、手続きができるのは親族のみで、障害のある方との関係を証明する書類が必要

申請方法

月～金曜日（平日）に豊橋警察署交通課で申請

その他

駐車禁止除外指定車標章は、人に対して有効です。交付を受けた方が乗車していれば、車は限定されません。

指定医の「意見書・診断書」の用紙は豊橋警察署交通課又は愛知県警察のホームページを参照してください。

申請を希望する場合は、事前に下記までお問い合わせください。

問合せ先

豊橋警察署交通課（☎54-0110代）

(2)自動車運転免許取得費の助成

身体障害者手帳をお持ちの方（視覚障害者を除く）が、就労などのため自動車学校・自動車教習所において技能習得し、第一種普通免許を初めて取得した場合、その費用を助成します。

限度額 10万円まで

申請書類

- 身体障害者手帳
- 運転免許証
- 預金通帳
- 実績証明書（教習所・自動車学校で発行されたもの）

申請方法 免許取得後6か月以内に市役所障害福祉課に申請。

問合せ先 障害福祉課（☎51-2345）

(3) 自動車改造費の助成

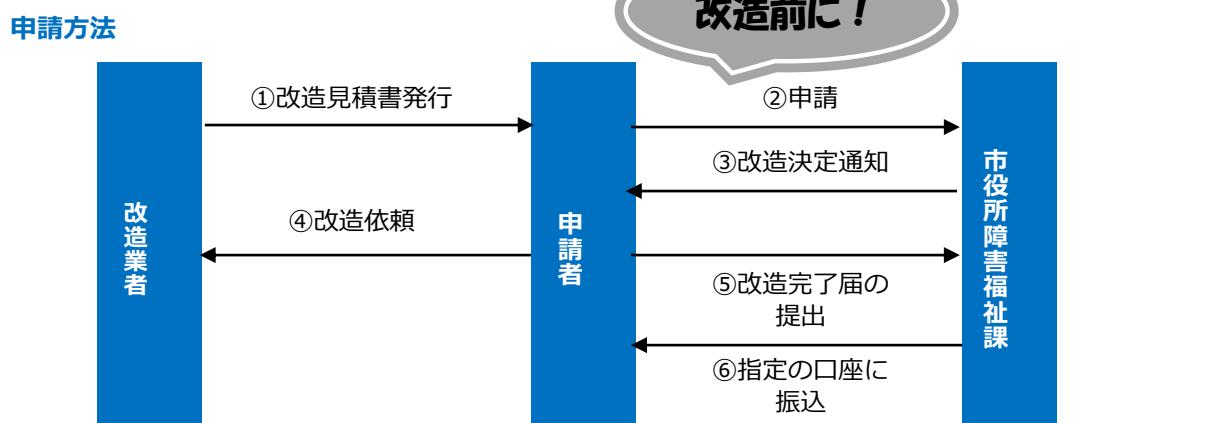
身体障害者の方が就労などのため自動車を改造する場合、その自動車の改造に要する費用を補助します。

※改造が終わった後の申請、改造を開始した後の申請は、一切認められません。

※所得制限がありますので、申請前に市役所障害福祉課（☎51-2345）へご相談ください。

対象者	身体障害者手帳（肢体不自由）の交付を受けた方で、道路交通法に規定する「免許の条件」が付いている方 ※ 免許の条件がない方は、愛知県東三河免許センター（☎0533-85-7181）で条件テストを受け、免許に記載がされた後にご申請ください。
------------	---

限度額	10万円まで
------------	--------



- ① 改造を依頼する業者に見積書を発行してもらう。
- ② 申請に必要なもの
【身体障害者手帳、見積書（改造部分のみ、非課税のもの）、改造部品のパンフレット、預金通帳、運転免許証】
- ③ 補助金助成が決定・通知
- ④ 改造依頼・改造開始
- ⑤ 改造完了届等の提出で必要なもの
【車検証、領収書（改造部分のみ、非課税のもの）、写真2枚（改造部分とナンバーが写った車全体の写真）】
- ⑥ 指定の口座に補助金を振込

問合せ先 障害福祉課（☎51-2345）

(1) 障害者総合支援法による障害福祉サービスなど

障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害、難病）にかかわらず、障害のある方が安心して地域で自立した生活を送れるよう、障害者総合支援法により必要なサービスを提供します。

主な障害福祉サービス

■訪問系サービス

～自宅での暮らしを支援するために～

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害者（児）がいる家庭にホームヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助、通院等介助などの支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または知的・精神障害により重度の行動障害があり、常時介護を必要とする方に、身体介護、家事援助、外出支援を行います。

～外出を支援するために～

サービス名	内容
行動援護	知的・精神障害により行動に著しい困難がある方に、外出支援を行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある方に、移動に必要な情報の提供、移動の援護などの外出支援を行います。

■施設系・居住系サービス ～住まいの場で生活を支援するサービス～

サービス名	内容
施設入所支援	自宅での生活が困難なため、施設に入所している方に、入浴、排せつ、食事の支援を行います。
共同生活援助	地域で共同生活を行う方に、住居における相談や日常生活での援助を行います。また、入浴、排せつ、食事などの介護が必要な方に、介護サービスを行います。
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた方に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います。

■日中活動系サービス**～昼間の活動を支援するために～**

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要な障害のある方で、入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動、生産活動などを行うことにより、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護などを提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、主として昼間、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の世話をしています。

～介護する家族などを支援するために～

サービス名	内容
短期入所 (ショートステイ)	障害者（児）を家庭で介護している方が、疾病・休養・所用などで一時的に介護できなくなった場合、夜間を含めて指定事業所で介護します。

■訓練・就労系サービス ～自立や就労を支援するサービス～

サービス名	内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のための訓練（日常生活訓練）を行います。
就労移行支援	65歳未満で一般企業への就労を希望する障害のある方に、一定期間就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などの就労が困難な方に、生産活動、その他活動機会の提供や、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶ「A型」と、雇用契約を結ばない「B型」があります。
就労定着支援	就労系サービスから一般就労へ移行した方が、就業に伴う環境変化や生活面の課題に対応することができるよう、企業や自宅訪問、来所などにより必要な支援を行います。就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所、家族との連絡調整などを行います。

相談支援	サービス名	内容
	計画相談支援	相談支援専門員が、障害福祉サービスを利用する際に必要なサービス等利用計画の作成と、同計画に関する支援や調整などを行います。
	地域移行支援	施設に入所または長期間精神科に入院している方に、住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所への同行支援などを行います。
	地域定着支援	居宅において、単身などで生活する方に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因する緊急の事態が生じた場合に相談に応じるなど、必要な便宜を図ります。

事業所 市役所障害福祉課（東館 1 階 12 番窓口）、ホームページで配布の「障害福祉サービス事業所等一覧」参照

対象 概ね 18~64 歳で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方・難病（国の定める対象疾病）の方、障害児の保護者

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持していない方も利用できる場合があります。ただし、医師の診断書などが必要な場合があります。詳細は障害福祉課にご確認ください。

※65 歳以上で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方と、40~64 歳で介護保険の特定疾病に該当する方は、要介護認定を受けたうえで介護保険サービスを利用することになります。詳細は市役所長寿介護課（東館 3 階 ☎51-3130）にご確認ください。なお、障害福祉サービス固有のサービスと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援などは利用することができます。また、介護保険での支給量では不足する場合や要介護認定で非該当と判定された場合、サービス等利用計画案を提出し、必要と認められれば利用することができます。

負担額 原則、費用の 1 割（所得に応じた月額負担上限あり）

- 申請書類**
- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
 - 診断書など（手帳を所持していない方のみ）
 - 介護保険被保険者証（介護保険の要介護認定を受けている方のみ）
 - マイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード

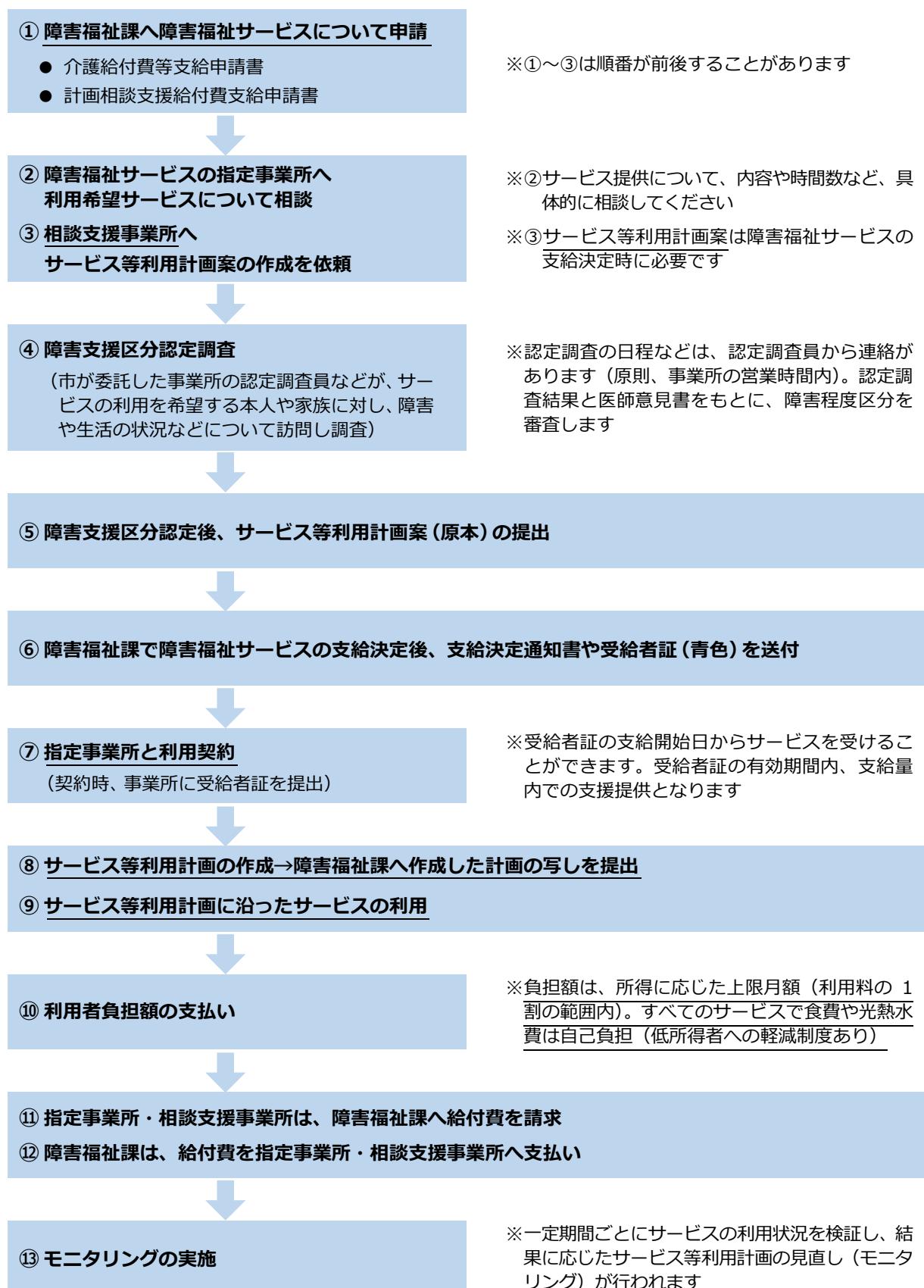
※本人、世帯の状況・収入・資産などがわかる資料が必要となる場合があります

申請場所 市役所障害福祉課（東館 1 階 12 番窓口）

※できるだけ障害のある方本人がお越しください

問合せ先 障害福祉課（☎51-2347）

利用にあたっての流れ



※相談先の事業所がわからない場合、とよはし総合相談支援センター「ほっとぴあ」（☎56-4111）にご相談ください

(2) 児童福祉法による障害児通所支援

障害児へ身近な地域での支援、障害特性に応じた専門的な支援を基本に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応、生活能力の向上、社会との交流の促進などを児童福祉法のもとで医療機関や保育施設、児童相談所などと連携・協力し提供します。

障害児通所支援	サービス名	内容
	児童発達支援	身近な療育の場として、通所利用の障害児や家族などを含めた地域支援を行います。
	医療型児童発達支援	児童発達支援に加え、治療の提供を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などの状態にある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対し、生活能力向上のための訓練などを行うとともに、放課後などの居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	支援員が保育所などの集団生活を営む施設を訪問し、通所利用の障害児に対し、集団生活適応のための専門的な支援を行います。

事業所 市役所障害福祉課（東館 1 階 12 番窓口）、ホームページで配布の「障害福祉サービス事業所等一覧」参照

対象 障害児の保護者
※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している 18 歳未満の方のほか、発達障害の診断を受けたなど、支援を必要とする 18 歳未満の方も申請することができます。なお、手帳を所持していない方は、医師の診断書などが必要となります。詳細は障害福祉課にご確認ください。

負担額 原則、費用の 1 割（所得に応じた月額負担上限あり）

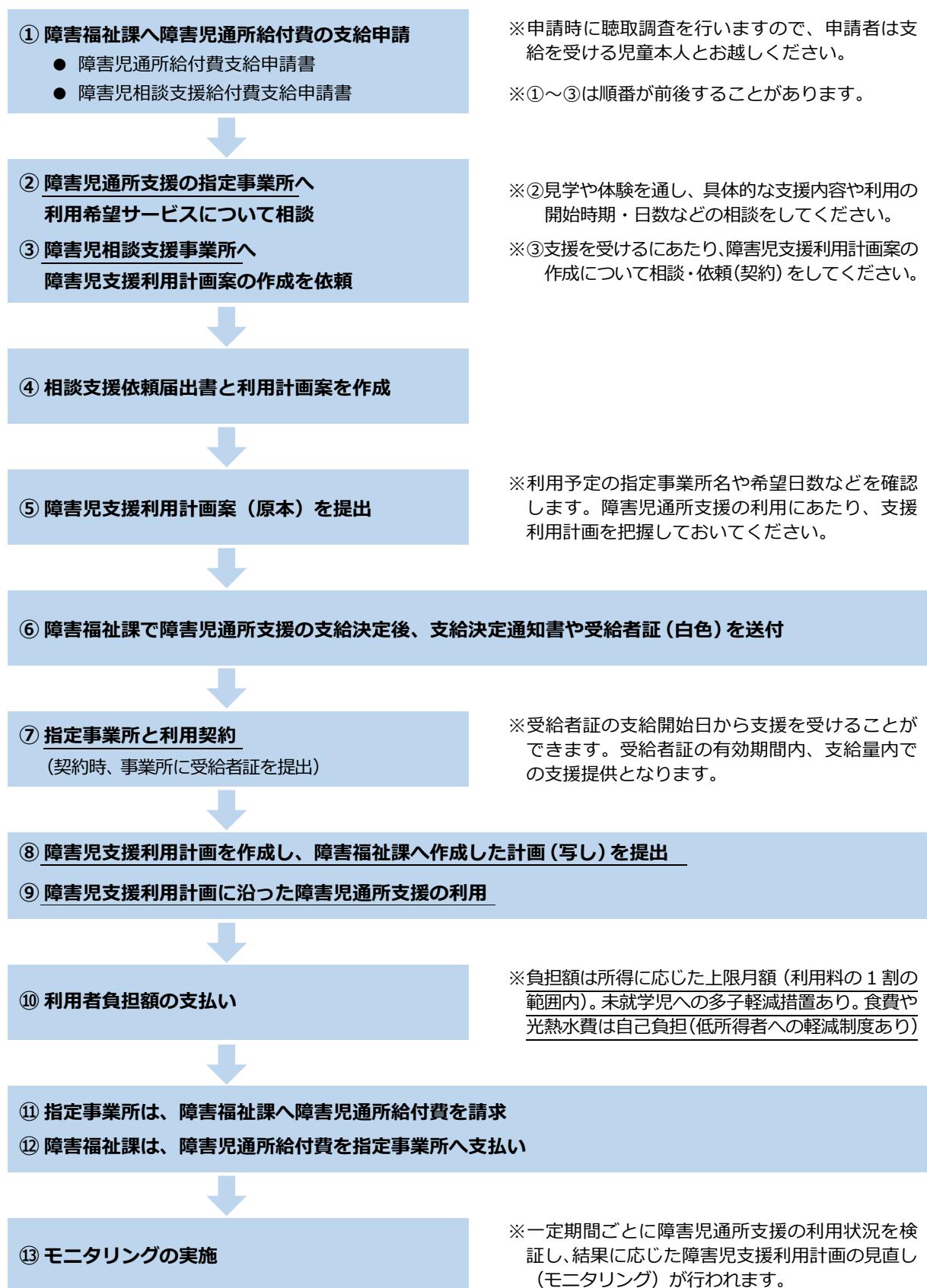
- 申請書類**
- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
 - 診断書など（手帳を所持していない方のみ）
 - マイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード

※世帯全員の収入・資産などがわかる資料が必要となる場合があります

申請場所 市役所障害福祉課（東館 1 階 12 番窓口）
※支援を受ける児童とお越しください

問合せ先 障害福祉課（☎51-2347）

利用にあたっての流れ



※相談先の事業所がわからない場合、とよはし総合相談支援センター「ほっとぴあ」（☎56-4111）にご相談ください

(3) 地域生活支援事業によるサービス

障害のある方が安心して地域で自立した生活を送ることができるよう、豊橋市が行う地域生活支援事業により必要なサービスを提供します。

地域生活支援事業サービス

- ①移動支援
- ②日中一時支援
- ③訪問入浴サービス

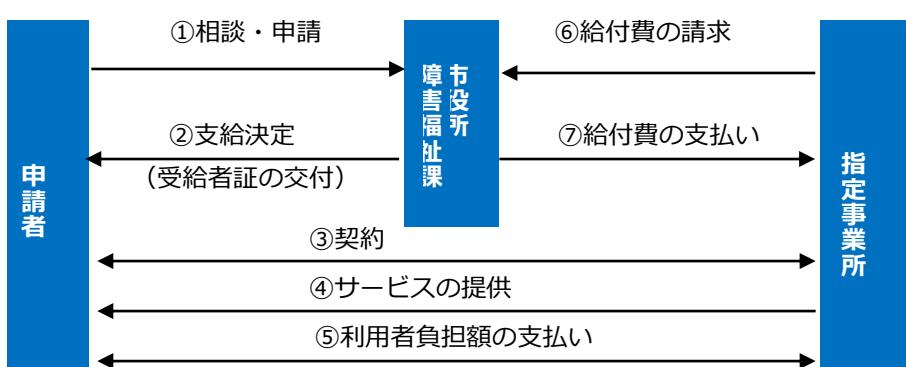
サービス名	内容	対象
移動支援	屋外での移動が困難な障害者（児）の、地域における自立生活、社会参加を促すために外出時の支援を行います。	身体障害者（児）（体幹1・2級、下肢1級、視覚障害）、知的・精神障害者（児）（移動に介助が必要と認められた方、同行援護・重度訪問介護の支給決定を受けていない方に限る）
日中一時支援	障害者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、指定事業所で日中の間、活動の場を提供します。	日中に監護する方がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要であると認められた障害者（児）
訪問入浴サービス	自宅で入浴困難な重度身体障害者ご家庭に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。	在宅の身体障害者（児）（肢体不自由1・2級）

事業所 市役所障害福祉課（東館1階12番窓口）、ホームページで配布の「障害福祉サービス事業所等一覧」参照

負担額 原則、費用の1割（所得に応じた月額負担上限あり）

その他 65歳以上の障害のある方と、40～64歳で介護保険の特定疾病に該当する方は、要介護認定を受けたうえで、介護保険のサービスをご利用いただくことがあります。詳細は市役所長寿介護課（東館3階 ☎51-3130）にお問い合わせください。ただし、要介護認定の結果、非該当（自立）と判定された障害のある方は、利用できる場合があります。

利用までの流れ



※必要書類など、詳細はお問い合わせください

④視覚障害者歩行訓練

サービス名	内容	対象
視覚障害者歩行訓練	中途失明の視覚障害者等に、歩行訓練士による歩行訓練を実施します。	視覚障害 1・2 級の身体障害者（児）

事業所 N P O 法人 てのひら

負担額 なし

その他 1 人原則 10 回の限度があります。

⑤地域活動支援センター

サービス名	内容	対象
地域活動支援センター	生活指導、作業訓練を行い、就労意欲と社会適応能力の向上を図ります。	一般的な雇用・就労が困難で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方、精神疾患、発達障害、難病（国が定める対象疾病）を有する方

事業所 市役所障害福祉課（東館 1 階 12 番窓口）、ホームページで配布の「障害福祉サービス事業所等一覧」参照

負担額 原則、費用の 1 割（所得に応じた月額負担上限あり）

⑥安心生活支援事業 (生活体験)

サービス名	内容	対象
安心生活支援事業 (生活体験)	生活体験をするための部屋をお貸します。	地域で自立して生活することを希望する障害のある方

生活体験の場

名称（住所、連絡先）	日額
社会福祉法人 豊橋市福祉事業会 豊橋ちぎり寮 (高師町字北原 1-107 ☎61-1172)	<ul style="list-style-type: none"> ● 室使用料 700 円 ● 光熱水費 300 円
特定非営利活動法人 高次脳機能障害相談支援センター 笑い太鼓 (栄町 147-1 ☎39-3011)	<ul style="list-style-type: none"> ● 室使用料 1,200 円 ● 光熱水費 500 円

⑦居住サポート事業

サービス名	内容	対象
居住サポート事業	賃貸住宅への入居支援（不動産業者への物件の斡旋依頼、家主などとの入居契約の手続き）や、入居継続支援（生活上の課題に応じた関係機関との調整や定期的な相談・指導）を相談支援専門員などが行います。	賃貸住宅への入居が困難な障害のある方（障害福祉サービスの地域移行支援の対象の方を除く）

問合せ先

障害福祉課（☎51-2347）

(1) 補装具費の支給

補装具とは、身体障害者手帳をお持ちの方の失われた身体機能を補完又は代償する用具です。

▽以下主な補装具

障害名	補装具
視覚障害	視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡（特殊なもの）
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義手・義足・車いす（注1）・電動車いす（注2）・歩行器・装具・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置

（注1）基本的に下肢・体幹機能障害の1～3級の方が対象。

（注2）下肢・体幹機能障害1～2級で特別な事情がある場合。

◇手続きはすべて「見積書」による事前申請です。購入又は修理後に申請されても支給の対象にはなりません。

◇申請者または世帯員の所得によっては給付が認められない場合もあります。

◇補装具の購入又は修理にかかる自己負担額は、費用の原則1割となります。ただし、所得に応じた月額負担上限が設定されています。

◇各補装具には基準額が設けられています。基準額を超えるものについても対象となります。基準額を超える額については自己負担となります。

◇各補装具には耐用年数が設けられています。新しいものへの買い替えの場合は耐用年数を経過していないと原則として購入の対象となりません。

◇修理については、障害内容に応じたものに限られます。

◇医師により給付が必要と認められる難病患者等も対象となる場合があります。

◆65歳以上の方、または40~64歳までの特定疾病に該当する方が、以下の補装具の支給を希望する場合は、原則として介護保険の福祉用具貸与制度を利用していただくことになります。

○車椅子○電動車椅子○歩行器○歩行補助つえ

ただし、本人の身体状況等により既製品の福祉用具では対応できないと判定機関で判定がありた場合には障害福祉課での補装具費の支給を受けることが可能となります。

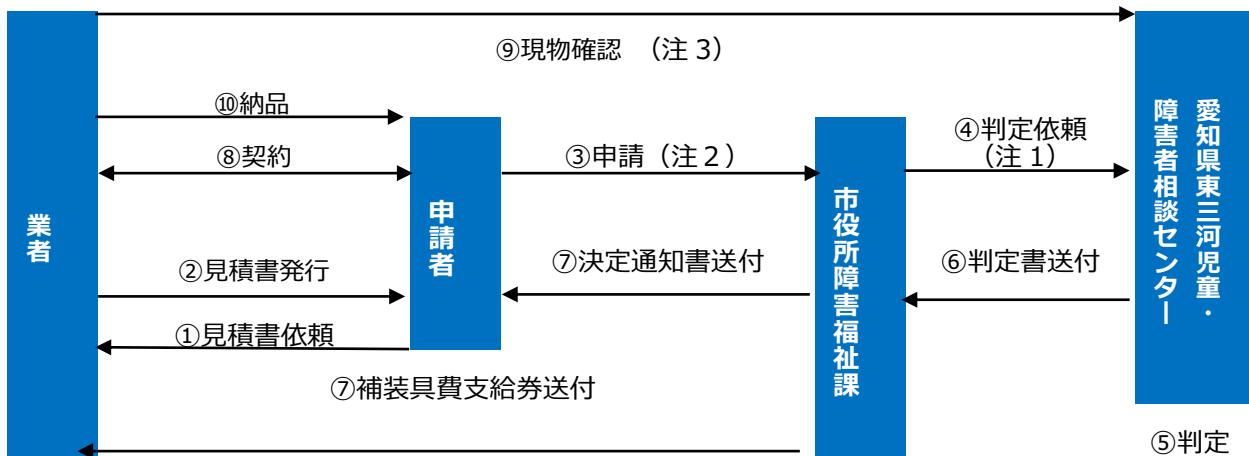
詳しくは、市役所障害福祉課またはケアマネージャーにお問い合わせください。

問合せ先

障害福祉課（☎51-2345）

※必要書類は種目・等級によっても異なります。また、窓口で補装具のご利用状況等の聞き取りをさせていただく場合があります。

☆補装具の手続き方法



(注1) 耐用年数経過後に同型の再支給を希望する場合、一部を除いて判定は省略されます。

(注2) 【申請に必要なもの】

- 身体障害者手帳
- マイナンバーカード（個人番号カード）又は通知カード（18歳未満の児童の申請の場合は、児童と保護者両方のカードが必要です）
- 本人確認書類（運転免許証等）（保護者等が申請する場合、保護者等の本人確認書類が必要です）
- 見積書
- 意見書（所定のもの）
- その他（補装具の種目や身体障害者手帳の等級等によって別途必要書類がある場合があります）

※意見書は市役所障害福祉課においてあります。同型の再支給を希望する場合については、意見書は不要となる場合がありますので、市役所障害福祉課にお問い合わせください。

(注3) 一部品目は省略されます。

(2)軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳以下の軽度・中等度難聴児であり、医師が補聴器装用の必要性を認めた方に対し、補聴器購入費用及び修理費用の一部を助成します。

◇手続きはすべて「見積書」による事前申請です。購入又は修理後に申請されても支給の対象にはなりません。

申請書類 ● 医師の意見書（※所定の様式で、身体障害者福祉法第15条に規定する医師が作成したもの）

● 見積書

● その他（世帯員の課税状況が確認できない場合、所得課税証明書等）

問合せ先 障害福祉課（☎51-2345）

(3)日常生活用具費の支給

日常生活用具とは、在宅の重度の身体障害者、知的障害者、難病患者等の方が支障なく日常生活を送ることができるように給付される生活用具のことです。

▽日常生活用具には以下のものがあります。

種目	障害	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台 (訓練用ベッドを含む。)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000 8
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 2 級以上若しくは療育手帳 A 判定 (IQ35 以下)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600 5
	エアーマット	体幹機能障害 1 級 その他意見書により、同程度の身体障害により寝たきりであって、必要と認められるもの。	褥瘡の防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの。	80,000 5
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級	尿が自動的に吸引されるもので、容易に使用し得るもの。	67,000 5
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400 5
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000 5
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	介助者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000 4
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害 2 級以上 (満年齢 18 歳未満のもの。)	原則として、付属テーブルをつけるものとする。	33,100 5

種目	障害	性能	基準額	耐用年数
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	90,000 8
	便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	手すりをつけることができ、容易に使用し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	4,450 8
	手すり	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	便器に据え付けることができるもの。	5,400 8
	歩行補助つえ (T字状・棒状のつえ)	下肢、体幹、平衡又は移動機能障害	手に持つて歩行を助けてする細い棒。片側の使用のみで歩行を十分行なうことができるもの。	3,000 3
	移動・移乗支援用具	下肢又は体幹機能障害 2 級以上若しくは平衡機能障害 3 級	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 8
	頭部保護帽	下肢又は体幹機能障害若しくは療育手帳 A 判定(IQ35 以下) (てんかん発作等により頻繁に転倒するもの)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	29,400 3
	特殊便器	上肢機能障害 2 級以上又は療育手帳 A 判定(IQ35 以下)(訓練を行っても排泄後の処理が困難なもの)	温水温風を出し得るもので容易に使用し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	151,200 8

種目	障害	性能	基準額	耐用年数
自立生活支援用具	火災警報器	身体障害者手帳等級 2 級以上又は療育手帳 A 判定 (IQ35 以下)若しくは精神障害 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難である者。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	15,500 8
	自動消火器	身体障害者手帳等級 2 級以上又は療育手帳 A 判定 (IQ35 以下)若しくは精神障害 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難である者。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700 8
	電磁調理器	視覚障害 2 級以上又は療育手帳 A 判定(IQ35 以下)	容易に使用し得るもの。	41,000 6
	歩行時間延長 信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上	容易に使用し得るもの。	7,000 10
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害 2 級	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400 10
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん機能障害 3 級以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500 5
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害 3 級以上、 音声機能障害 3 級 その他意見書により、同程度の身体障害であって、必要と認められるもの。	容易に使用し得るもの。	36,000 5
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上、 音声機能障害 3 級又は嚥下障害 その他意見書により、同程度の身体障害であって、必要と認められるもの。	容易に使用し得るもの。	56,400 5
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害 3 級以上 (医療保険における在宅酸素療法を行うもの)	容易に使用し得るもの。	17,000 10
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障害 2 級以上	容易に使用し得るもの。	9,000 5
	盲人用体重計	視覚障害 2 級以上	容易に使用し得るもの。	18,000 5

種目	障害	性能	基準額	耐用年数
在宅療養等支援用具	動脈血酸素飽和度測定装置	呼吸器機能障害 3 級以上 容易に使用でき、動脈血に含まれている酸素の割合及び脈拍を測定できるもの。	72,000	6
	自家発電機等	意見書により、在宅で常時人工呼吸器の使用が必要と認められるもの ・自家発電機 人工呼吸器を正常に作動させる動力源となるもの。 ・外部バッテリー、アクセサリーソケットから電気を供給するケーブル(ただし、誓約書(様式 2-4)により医療保険が適用されない場合に限る)	100,000	10
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能障害、言語機能障害又は肢体不自由(発声・発語に著しい障害を有する者) 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、容易に使い得るもの。	98,800	5
	情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢機能障害 2 級以上 その他意見書により、同程度の身体障害であって、必要と認められるもの。 障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーション	100,000	4
	点字ディスプレイ	視覚障害 2 級以上で、必要と認められるもの。 文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500	6
	点字器	視覚障害 容易に使い得るもの。	10,400	5
	点字タイプライター	視覚障害 2 級以上(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれるものに限る。) 容易に使い得るもの。	63,100	5
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y 方式による録音、又は当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、容易に使い得るもの。	85,000	6

種目	障害	性能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用 活字文書読み上げ装置	視覚障害 2 級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、容易に使用し得るもの。	99,800 6
	視覚障害者用読書器 (暗所視支援眼鏡を含む。)	視覚障害	視覚に障害を有する者の読書等を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大又は明るくして映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。	198,000 8
	音声 IC タグレコーダー	視覚障害 2 級以上	容易に使用し得るもの。	60,000 6
	盲目用時計	視覚障害 2 級以上	容易に使用し得るもの。	13,300 10
	聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害 2 級 音声又は言語機能障害 3 級	一般的の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、容易に使用できるもの。	40,000 5
	聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害 2 級（本装置によりテレビの視聴が可能になるもの。）	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、容易に使用し得るもの。	88,900 6
	人工内耳用 音声信号処理装置	聴覚障害（人工内耳装用者）	容易に使用し得るもの（ただし、誓約書により民間保険及び医療保険が適用されない場合の買い換えに限る）。	200,000 5

種目	障害	性能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	点字図書	視覚障害 2 級以上（主に、情報の入手を点字によっているもの。）	点字により作成された図書。	必要と認めた額
	人工喉頭	音声機能障害 3 級（喉頭摘出した場合のみ）	笛式又は電動式であり、容易に使用し得るもの。	笛式 5,000
				電動式 70,100
	盲人用テープレコーダー	視覚障害 2 級以上	容易に使用し得るもの。	23,000
排泄管理支援用具	ストマ用装具（消化器系）	ストマを造設した直腸機能障害	容易に使用し得るもの。	9,200
	ストマ用装具（尿路系）	ストマを造設した膀胱機能障害	容易に使用し得るもの。	12,000
	紙おむつ等	次のいずれかに該当するもの。（ただし、洗腸装具を除き初めて申請するときは意見書が必要） 1. ストマの著しい変形、ストマ周辺の著しい皮膚のびらん又はストマの不適切な造設箇所のため、ストマ用装具を装着できないもの 2. 二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排便機能障害又は高度の排尿機能障害 3. 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害 4. 排便又は排尿の意思表示が困難な状態で以下のすべてを満たしているもの (1) 身体障害に係る原因となった疾病又は外傷の発生時期が 18 歳以下であったもの (2) 言語に限らずあらゆる方法によても、排尿もしくは排便の意思表示ができないもの ア. 自力でトイレに行け	洗腸装具	17,200
			• 紙おむつ （テープ留めタイプ、パンツタイプ、シートタイプ、パッドタイプ） • 脱脂綿、サラシ、ガーゼ、おしりふき	12,000

		<p>うこと</p> <p>イ. 自力で便座（排便補助具の使用）に座ことができないこと</p> <p>ウ. 介助による定時排泄ができないこと</p> <p>(3) 障害児の年齢が3歳以上であること</p>			
	収尿器	<p>次のいずれかに該当するもの。（ただし、初めて申請するときは意見書が必要）</p> <p>1. 下肢又は体幹機能障害の障害認定を受け、排尿機能障害（特に失禁）のあるもの。</p> <p>2. ぼうこう機能障害の障害認定を受け、排尿機能障害（特に失禁）があり、スマを造設していないもの。</p>	容易に使用し得るもの。	8,500	—

◇手続きはすべて「見積書」等による事前申請です。購入後に申請されても支給の対象にはなりません。

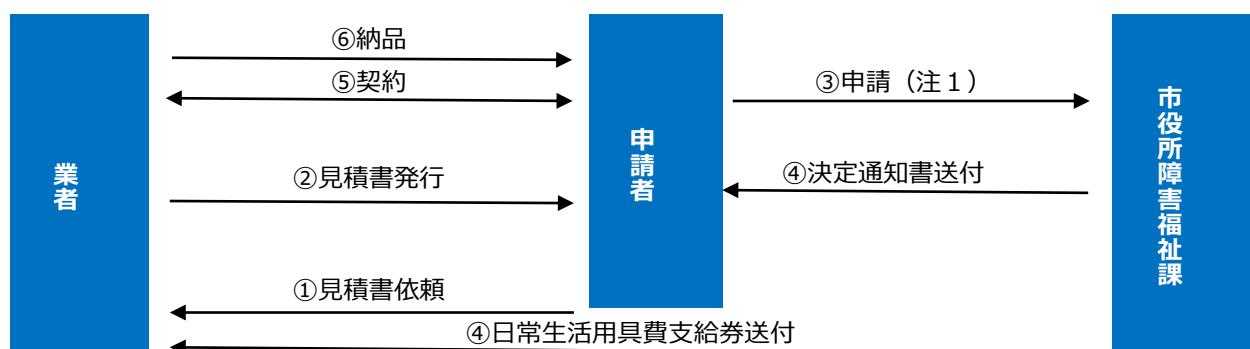
◇ 支給を受ける際に必要となる見積書は、豊橋市入札参加業者又は豊橋市長に日常生活用具費代理受領申出書を提出した業者の見積書に限定されます。それ以外の業者の見積書ですと、支給対象となりませんので、手続前に一度、市役所障害福祉課（☎51-2345）へお問い合わせください。

◇ 日常生活用具の購入にかかる自己負担額は、費用の原則1割となります。ただし、所得に応じた月額負担上限が設定されています。

◇各日常生活用具には基準額が設けられています。基準額を超えるものについても対象となります。基準額を超える額については自己負担となります。

◇日常生活用具は、耐用年数が設けられており、当該年数内においては、破損等の理由においても再支給申請はできませんのでご了承ください。

☆ 主な日常生活用具の手続方法



申請書類

- 障害者手帳
- 見積書
- 購入される用具のカタログ
- 医師の意見書（必要な場合のみ）

※「自家発電機等」「人工内耳用音声信号処理装置」の申請には別途「誓約書」の提出が必要です。

(注1)ストマ用装具の場合、6か月分まとめて申請することができます。(最低年2回は申請が必要です。)業者からもらう見積書は1枚につき2か月分ですので、6か月分申請をされる場合には、見積書が3枚必要です。

※ 申請される月分の最も早い月の20日(土・日・祝日に当たる場合は繰上げ)が締切日となります。

※ 申請書は申請をされる際にお渡しします。

☆ 難病患者等の方で、日常生活用具を希望される場合は、購入前に一度、市役所障害福祉課(☎51-2345)へお問い合わせください。

◆65歳以上の方、40~64歳までの介護保険の特定疾病に該当する方が、以下の日常生活用具の支給を希望する場合は、介護保険における福祉用具貸与制度を利用していくことになります。

- 特殊寝台○特殊マット○体位変換器○歩行支援用具○移動用リフト
- 特殊尿器○入浴担架○入浴補助用具○便器○手すり

詳しくは、市役所長寿介護課(☎51-3130)へお問い合わせください。

(4)車いすの貸し出し

身体障害者・知的障害者・高齢者を介護されている方へ、車いすの貸し出しをいたします。

申請方法 直接貸し出し機関へ申請。(空き状況等の関係もありますので、一度電話にてご確認ください。)

貸し出し期間 原則として3か月以内

問合せ先 豊橋市障害者福祉会館「さくらピア」(国道1号線沿い、東新町交差点北側の白い建物)(☎53-3153)
社会福祉協議会(社協)(豊橋市総合福祉センター「あいトピア」(前畠町115)内)(☎52-1111)

(1) 住宅改修費の支給

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害者の方、難病患者等の方が段差解消など比較的小規模な住環境の改善を行う場合、住宅改修費の支給を行っています。

対象者 下肢・体幹・視覚障害で1～3級の身体障害者手帳所持者または、医師により給付が必要とされる難病患者等

※65歳以上の方、40～64歳までの介護保険法の特定疾病に該当する方につきましては、介護保険の住宅改修費（介護予防住宅改修費）給付制度をご利用いただくこととなります。一度、市役所長寿介護課（☎51-3130）へお問い合わせください。

※介護保険制度と障害福祉課の制度の両方に該当する方が20万円以上の住宅改修をする場合、障害福祉課の住宅改修制度が一部適用される場合があります。改修前に一度、市役所障害福祉課（☎51-2345）へお問い合わせください。

対象となる住宅改修

- 手すりの取付け ●段差の解消
- 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- 引き戸等への扉の取替え
- 洋式便器等への便器の取替え
- その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修（一度、市役所障害福祉課へご相談ください。）

※上記の条件に該当する場合でも、以下の場合は対象になりません。

- ①住宅の新築・増築・改築の場合
- ②申請時点において、すでに住宅改修に着手又は完了している場合。
- ③住宅の修繕的なもの（雨漏り補修等）
- ④昇降機器の設置工事
- ⑤過去にこの制度を利用されている場合。

限度額 30万円まで（介護保険と併給される場合は10万円まで）

申請書類

- 身体障害者手帳（難病患者等の方は医師の意見書） ●平面図
- 見積書 ●改善前の写真（日付入り）

※住宅改修にかかる自己負担額は、費用の原則1割となります。ただし、所得に応じた月額負担上限が設定されています。

※この制度の利用は1回限りです。

問合せ先 障害福祉課（☎51-2345）

(2) 公営住宅の家賃減額

豊橋市内の公営住宅にお住まいで、障害者手帳をお持ちの方を含む世帯は、家賃が減額される場合があります。

問合せ先 市営住宅／豊橋市営住宅管理センター（☎57-1006）
県営住宅／三河住宅管理事務所 東三河支所（☎53-5616）、

(3) 公営住宅の優遇入居

豊橋市内の公営住宅に入居を希望する障害者手帳をお持ちの方を含む世帯は、入居者選考において一般世帯よりも優遇される場合があります。

問合せ先 市営住宅／豊橋市営住宅管理センター（☎57-1006）
県営住宅／三河住宅管理事務所 東三河支所（☎53-5616）



市営前芝住宅



市営忠興住宅



市営空池住宅

※写真は市営住宅の一部。詳細は豊橋市営住宅管理センターホームページ参照

(1)障害者医療費受給者証（マル障）の発行

下記の条件に該当する方に、障害者医療費受給者証を発行します。

医療機関で受診時に健康保険証とともに提示していただくと、健康保険の適用となる医療費の窓口負担がなくなります。

対象

- ①豊橋市内に住所がある方（施設入所者等は除かれることができます）
 - ②国民健康保険・社会保険等に加入している方
 - ③以下の等級・判定のいずれかに該当する方
 - 身体障害者手帳 1～3 級
 - 身体障害者手帳 4 級で障害名がじん臓機能障害
 - 身体障害者手帳 4～6 級で障害名が進行性筋萎縮症
 - 療育手帳 A 判定または B 判定
 - 自閉症状群（診断書が必要です）
- ※生活保護・後期高齢者医療・子ども医療・その他公費負担医療受給者は除かれることがあります。

申請書類

- 身体障害者手帳又は療育手帳 ● 診断書（自閉症状群の場合）
 - 健康保険証 ● 他の福祉医療費受給者証（お持ちの方のみ）
 - 受給者のマイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード
- ※マイナンバー（個人番号）カード以外の場合、申請者の身分証明が必要
※代理申請の場合、代理人の写真付き身分証明（写真なしは 2 点）が必要

☆豊橋市の発行する障害者医療費受給者証は愛知県内の医療機関のみで有効です。県外の医療機関に受診された場合は、領収書（保険点数記載のもの）等を添えて申請をすると市役所から払い戻しが受けられます。

☆氏名や住所、保険証等が変わった場合は必ず⑯番窓口へ届出をしてください。

※自閉症状群には、自閉症及び高機能自閉症、アスペルガー症候群を含みます。

（注）特定不能の広汎性発達障害は、対象となりません。

※障害者医療費受給者証は有効期限があり、自閉症状群の方は、その都度診断書が必要となります。

問合せ先

障害福祉課（☎51-2312）

(2)後期高齢者医療制度(障害認定により後期高齢者に該当となる方)

65歳以上の高齢者の方のうち、身体障害者手帳・療育手帳いづれかを所持されていて下記の条件に該当する方は、申請により後期高齢者医療制度で医療助成が受けられます。

対象	<ul style="list-style-type: none">①豊橋市内に住所がある 65 歳以上の方②以下の等級・判定のいづれかに該当する方<ul style="list-style-type: none">● 身体障害者手帳 1~3 級● 身体障害者手帳 4 級で障害名が音声・言語機能障害● 身体障害者手帳 4 級で下肢障害の 1 号・3 号・4 号のいづれか● 療育手帳 A 判定
申請書類	<ul style="list-style-type: none">● お持ちの障害者手帳・健康保険証・マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード● 健康保険の特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）● 健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証・障害者医療費受給者証（お持ちの方のみ）● 代理申請の場合、代理人の写真付き身分証明（写真なしは 2 点）が必要。別居家族、病院関係者の方が代行する場合、委任状が必要
申請方法	必要書類を持参し、市役所国保年金課（東館 3 階）で申請
☆申請日から、保険診療の一部負担金が所得に応じて 1 割または 3 割になります。 (令和 4 年 1 月 1 日より 2 割負担も創設)	
☆後期高齢者医療制度に加入される方は、現在の国民健康保険・社会保険の資格を喪失し、個人単位で保険料を納めていただきます。加入後に口座振替の手続きをしていただきます。（本人以外の名義も可）	
保険料の額	全員に「等しく負担していただく部分（均等割額）」とそれぞれの方の「所得に応じて負担していただく部分（所得割額）」との合計額です。
保険料の納め方	年額 18 万円以上の年金を受け取っている方は年金から保険料が天引きされます（特別徴収）。それ以外の方は口座振替で個別に納めます（普通徴収）。
※ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の 2 分の 1 を超える場合は特別徴収の対象とならず、普通徴収となります。	
問合せ先	国保年金課（☎51-3132）

(3)後期高齢者福祉医療費受給者証(マル福)の発行

後期高齢者医療制度を受けている方のうち、下記の条件に該当する方に後期高齢者福祉医療費受給者証を発行します。医療機関で受診時に後期高齢者被保険者証とともに窓口で提示していただくと、保険診療にかかる窓口負担はなくなります。

対象	<ul style="list-style-type: none">①豊橋市内に住所があり、後期高齢者医療制度の医療を受けている方②以下の等級・判定のいずれかに該当する方<ul style="list-style-type: none">● 身体障害者手帳 1~3 級● 身体障害者手帳 4 級で障害名がじん臓機能障害● 身体障害者手帳 4~6 級で障害名が進行性筋委縮症● 療育手帳 A 判定又は B 判定● 自閉症状群（診断書が必要です）
申請書類	<ul style="list-style-type: none">● 身体障害者手帳・療育手帳（自閉症状群の場合は医師の診断書）のいずれか● 後期高齢者医療被保険者証● マイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード ※マイナンバー（個人番号）カード以外の場合、申請者の身分証明が必要● 代理申請の場合、代理人の写真付き身分証明（写真なしは 2 点）が必要。別居家族、病院関係者の方が代行する場合、委任状が必要
申請方法	必要書類を持参し、市役所国保年金課（東館 3 階）で申請
問合せ先	国保年金課（☎51-3132）

(4)自立支援医療（更生医療）の給付

身体障害者手帳をお持ちの方が、身体機能の回復を図るために必要となる医療の給付を行います。

※身体障害者手帳に記載のある障害に対する医療が対象です。お持ちの手帳に該当となる障害の記載がない場合は身体障害者手帳の（再）交付申請を行い、手帳が交付された後から手続きが可能となります。（等級によっては、給付が認められない場合もあります）

▽対象となる一例

障害名	医療内容
下肢機能障害	人工関節を入れる。
心臓機能障害	ペースメーカーを入れる。
そしゃく機能障害	歯科矯正をする。
じん臓機能障害	人工透析をする、腎移植術、抗免疫療法をする。
肝臓機能障害	肝臓移植術、抗免疫療法をする。

- 申請書類**
- 身体障害者手帳
 - 保険証
 - 特定疾病療養受療証（人工透析をしている方のみ）
 - 自立支援医療（更生医療）要否判定意見書（所定の用紙で、指定自立支援医療機関発行のもの）
 - マイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード
 - 指定医療機関及び薬局の名称、所在地、連絡先が分かるもの

申請方法 必要書類を持参し、障害福祉課（東館1階11番窓口）で申請

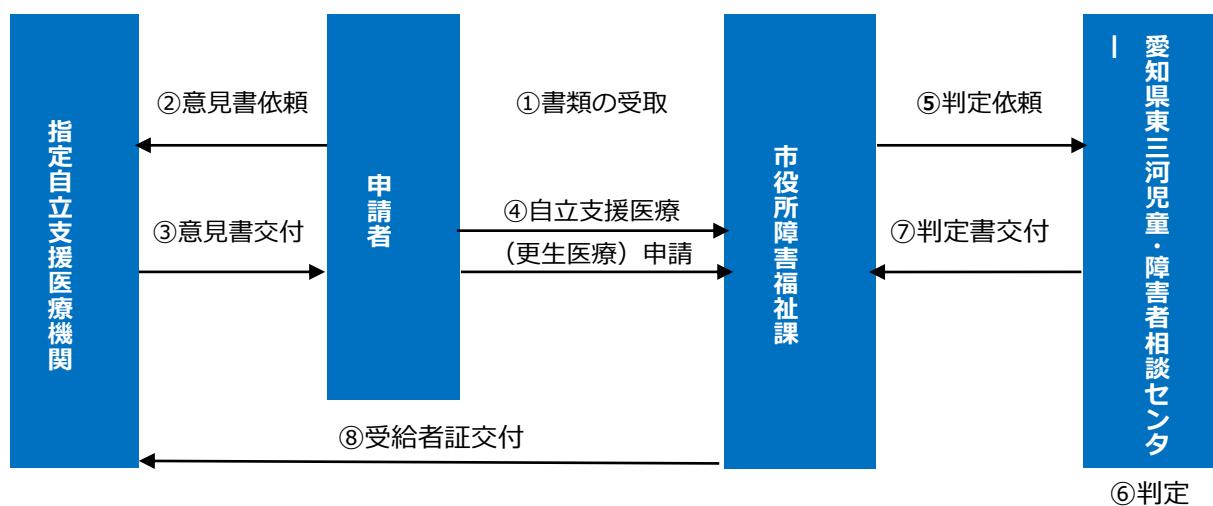
☆自立支援医療（更生医療）にかかる自己負担額は、医療費の原則1割です。ただし所得に応じた月額負担上限が設定される場合があります。

☆所得によっては、給付が認められない場合があります。（世帯（※1）の市町村民税（所得割）が年額235,000円以上で、高額治療継続者（重度かつ継続）（※2）に該当しない方）

※1 更生医療における世帯とは、住民票上の世帯にかかわりなく、同じ健康保険に加入している家族をいいます。

※2 高額治療継続者（重度かつ継続）とは、じん臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の方、または医療保険の高額療養費で多数該当の方。

☆ 申請から決定までの流れ



※ 交付された受給者証、上限額管理票（該当する方のみ）は指定自立支援医療機関（病院、薬局等）に必ずご提示ください。

※ 自立支援医療（更生医療）終了後には身体障害者手帳の再認定手続きを行っていただく場合があります。
（「身体障害者診断書・意見書」を提出していただきます。）

(5)母子父子家庭等医療費助成

18歳以下の児童を養育している家庭で、父又は母が重度の障害の場合は、母子父子家庭等医療費助成（※）の対象になることがあります。

※母子父子家庭等医療費助成は、母子父子家庭で18歳以下の児童を扶養している父・母と児童、父母のいない児童を対象に、入院・通院の保険診療による自己負担を助成する制度（所得制限あり）

問合せ先

子育て支援課（☎51-2335）

(1) 愛知県東三河児童・障害者相談センター

- ①障害者相談課
- 身体障害者、戦傷病者の補装具の処方及び適合判定をします。
 - 知的障害者の医学的、心理学的及び職能判定と必要な相談支援を行なっています。

問合せ先 障害者相談課（八町通 5-4 愛知県東三河総合庁舎一階）（☎35-6150）

- ②児童育成課
- 障害児の心理学的判定と必要な療育相談を行なっています。

問合せ先 児童育成課（八町通 5-4 愛知県東三河総合庁舎一階）（☎54-6465）

開館時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分
※予約が必要です。

(2) 豊橋市こども発達センター

子どもの成長を支援する療育システムの拠点として、障害児・その疑いのある児童・家族をサポートします。

主な機能	内容
相談機能	こども発達センター利用者の最初の窓口として、専門的な知識を持つ相談員が各種相談に応じます。
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ●診療（小児科、児童精神科、整形外科、耳鼻咽喉科、歯科） ●必要に応じて心理検査・心理療法を実施します。 ●リハビリテーション（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が医師の指示のもと、各種リハビリテーションを行います）
通園機能	発達が心配な子どもさんに親子で通っていただき、発達支援や保護者への育児支援を行うクラスと運動機能の発達に遅れのあるお子さんに単独で通っていただき、療育を行うクラスがあります。

問合せ先 豊橋市こども発達センター（中野町字中原 100 ほいっぷ内）（☎39-9200）

開館時間：火～土曜日（日曜日、祝日、年末年始を除く）
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(3)障害児・療育問題の相談

問合せ先

①豊橋あゆみ学園（☎63-5031）

相談時間：毎週 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時（※予約制）

②豊橋くすのき学園（☎61-8273）

相談時間：毎週 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時（※予約制）

③豊橋市立高山学園（☎61-1019）

相談時間：毎週 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時（※予約制）

④岩崎学園（☎61-2062）

相談時間：毎週 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 6 時（※予約制）

(4)障害者就業・生活支援相談

利用対象者

「働きたい」と考えている障害（身体障害・知的障害・精神障害）のある方及び障害者雇用をお考えの企業・事業主の方

内容

障害のある人たちの就職とそれに関わる日常生活、社会生活を支援しています。また、障害者雇用をお考えの企業・事業主の方々に、そのノウハウの提供、ジョブコーチの派遣、各種助成金の紹介を行っています。

問合せ先

社会福祉法人岩崎学園豊橋障害者就業・生活支援センター

住所：豊橋市岩崎町字長尾 119-2

☎ : 69-1323

FAX: 62-7283

e-mail: syuugyou_info@iwasaki-net.or.jp

相談時間：毎週 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 6 時（緊急時はこの限りではありません。）

(5)障害者相談支援事業

障害のある方やその家族の方が地域で安心して快適な生活を送るために、日常生活や社会生活などの様々な相談に応じたり、情報提供を行ったりして、みなさまの暮らしをお手伝いしますので、いつでもお気軽にご相談ください。

利用対象者 地域において相談支援を必要とする身体障害者・知的障害者または精神障害者、難病患者等及びその家族

内容 ①障害福祉サービスの利用援助として、ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ等サービス情報の提供、利用の助言、利用申請の援助を行います。

②社会資源を活用するための支援として、福祉機器の利用助言、情報機器の使用指導（インターネットの使用方法等）、コミュニケーションの支援（代筆、代読等）、外出の支援、住宅改修の助言、作業所等の紹介などの支援を行います。

③社会生活力を高めるための支援として、自分と障害についての理解、人間関係、介助サービスと介助者、身だしなみ、健康・家事・家庭・金銭・安全管理、生活情報の活用、交通や移動手段の利用、趣味、余暇活動、人生設計などについて、障害者の方が自己責任を持ち自己決定できるように内面的にサポートします。

④権利の擁護のために必要な援助として、障害者の方を介護する者からの虐待を発見した場合の迅速な保護、成年後見制度の利用支援などを行います。

⑤障害者の方のニーズに応じて専門機関の紹介をします。

⑥障害者の方がアパートや借家などを探し始める場合に相談や支援を行います。

問合せ先

◎ とよはし総合相談支援センター「ほっとぴあ」
(NPO 法人 ビリーブ、N P O 法人 昇、豊橋障害者（児）団体連合協議会)
住所：〒440-0055 豊橋市前畠町 115 番地(総合福祉センター「あいトピア」内)
☎ : 56-4111
FAX : 57-2595
e-mail : info@toyohashi-ssc.main.jp

相談時間：月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 6 時（緊急時はこの限りではありません。）

※ 相談支援事業の中核を担い、困難事例への対応や関係機関との調整などを行います。

- ◎ あかね荘障害者生活支援センター（社会福祉法人 さわらび会）
住所：〒441-8106 豊橋市弥生町字中原 77-1（第2福祉コンビニ弥生 内）
☎ : 38-9090
FAX : 38-9091
e-mail : shien-c@sawarabi.or.jp
相談時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分（ただし、緊急時はこの限りではありません。）
※主に知的障害のある方からの相談を受け付けています。
- ◎ たまも荘障害者生活支援センター（社会福祉法人 さわらび会）
住所：〒441-8124 豊橋市野依町字山中 19-21(障害者支援施設珠藻荘内)
☎ : 47-1050
FAX : 47-1023
e-mail : tamamo-shien@sawarabi.or.jp
相談時間：月～金曜日 午前9時～午後6時（ただし、緊急時はこの限りではありません。）
※主に身体障害のある方からの相談を受け付けています。
- ◎ 生活支援センターさざなみ（NPO 法人 さざなみ）
住所：〒441-8019 豊橋市花田町字百北 193
☎ : 33-5606
FAX : 33-5606
e-mail : EZV11104@nifty.ne.jp
相談時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分（ただし、緊急時はこの限りではありません。）
※主に精神障害のある方からの相談を受け付けています。
- ◎ 発達・就労相談支援センターFLAT(ふらっと)（社会福祉法人岩崎学園）
住所：〒440-0022 豊橋市岩崎町字長尾 119-2
☎ : 69-1323
FAX : 62-7235
e-mail : info@iwasaki-net.or.jp
相談時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分（ただし、緊急時はこの限りではありません。）
※主に発達障害のある方からの相談を受け付けています。

- ◎ 相談支援センター木もれ陽(こもれび) (社会福祉法人豊橋市福祉事業会)
住所:〒440-0845 豊橋市高師町字北原 1-107(豊橋ちぎり寮内)
☎ : 61-1172
FAX : 61-3539
e-mail : komorebi@tf-jigyoukai.org
相談時間:月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 (ただし、緊急時はこの限りではありません。)
※主に知的障害のある方や身体障害児の家族からの相談を受け付けています。

(6)さくらピア相談事業

問合せ先

- ◎ ピアサポート
住所: 豊橋市東新町 15 (さくらピア内)
☎ : 53-3153 (相談室直通 53-3623 FAX 兼用)
FAX : 53-3200
e-mail : peer-fks@mx2.tees.ne.jp
相談時間:月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 (ただし、緊急時はこの限りではありません。)
※障害のある方・その家族が相談を受け付けます。曜日によって担当者が変わります
のでお問い合わせください。
※希望があれば、必要に応じて出張相談もいたします。

(7)成年後見制度

認知症や知的・精神の障害などのため判断能力が十分でない方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、福祉サービスや施設入所をはじめとしたさまざまな契約を結んだりする必要がある場合、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

相談窓口

豊橋市における成年後見制度の総合相談窓口として、総合福祉センター「あいトピア」内に「豊橋市成年後見支援センター」を開設し、次の業務を行っております。

- ① 【相談】：本人、家族、関係機関からの相談をお受けします。
- ② 【親族後見人への支援】：すでに後見人等になられている家族や親族への支援を行います。
- ③ 【普及・啓発】：講演会や研修会などを開催し、制度や権利擁護についての情報発信をします。
- ④ 【法人後見の受任】：必要に応じセンター運営主体である社会福祉法人豊橋市社会福祉協議会が後見人等となって支援を行います。

問合せ先

◎ 豊橋市成年後見支援センター
住所：前畠町 115 総合福祉センター「あいトピア」内
☎ : 57-6800
FAX : 53-7778
相談時間：月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時 15 分（土日祝日・年末年始はお休みです。）
運営：社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会

(1) NHK放送受信料の免除 (全額免除、半額免除)

身体障害者・知的障害者の方を構成員に有する世帯で下記の条件に該当する場合、NHKの放送受信料が全額もしくは半額免除されます。

条件	免除	条件
	全額免除	●身体障害者手帳・療育手帳を有する方が世帯構成員であり、同居の世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合
	半額免除	●視覚・聴覚障害で身体障害者手帳を有する方が世帯主の場合。 ●重度の障害者手帳（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定）を有する方が世帯主の場合。ただし、世帯主が受信契約者の場合に限る。

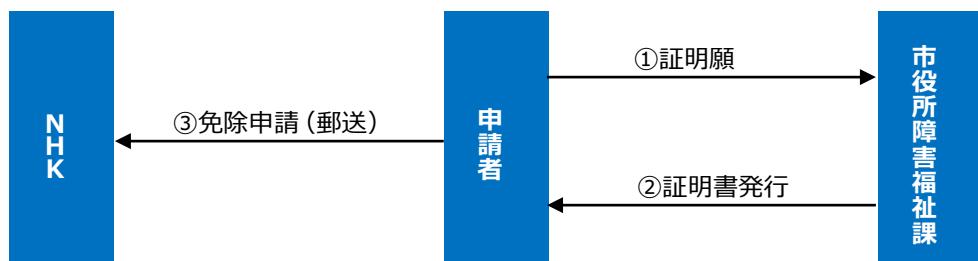
申請書類

- 身体障害者手帳又は療育手帳
- 印鑑（みとめ印）

申請方法

市役所障害福祉課（東館1階 11番窓口）で申請後、証明書をNHKへ郵送

申請の流れ



その他

- 受信料の免除申請後に住所変更があった場合、直接NHKへ届出をしてください
- 手帳を更新せず期限が切れると免除が受けられなくなりますので、忘れずに手帳の更新手続きをしてください
- 市町村民税（住民税）未申告の方がいる場合、申告を済ませてからお越しください

申請・問合せ先

NHK名古屋放送局 視聴者リレーションセンター（名古屋市東区東桜1-13-3）
(☎0570-077-077)

(2) 豊橋市内の施設入場料の減免

豊橋市内の施設に、身体障害者手帳・療育手帳の所持者が入館・観覧をされる場合、その入場料や使用料が減免されます。

対象施設

対象施設	施設名	問合せ先
	総合動植物公園「のんほいパーク」	☎41-2185 FAX.41-8030
	自然史博物館（特別企画展・大型映像の観覧）	☎41-4747 FAX.41-8020
	視聴覚教育センター	☎41-3330 FAX.65-2716
	美術博物館（特別展）	☎51-2882 FAX.56-2123
	二川宿本陣資料館	☎41-8580 FAX.41-8940
	こども未来館「ここにこ」	☎21-5525 FAX.56-5552
	りすば豊橋	☎38-5151 FAX.38-5171
	豊橋駅自転車等駐車場	東口 ☎56-5080 FAX.54-1136 西口 ☎33-7071 FAX.54-1136
	二川駅南口自転車等駐車場	☎41-4000 FAX.41-4000

問合せ先

減免対象・手続方法等詳しくは、直接各施設にお問い合わせください。



総合動植物公園



二川本陣資料館

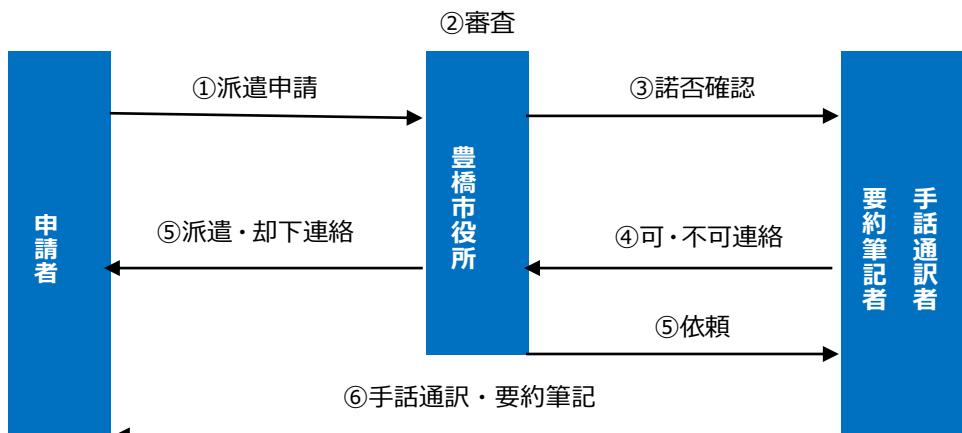


りすば豊橋

(3) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

本市では、聴覚障害者の社会参加の促進のために、手話通訳者及び要約筆記者を派遣しています。

▽申請手続



申請方法

原則として派遣日の5日前までに「手話通訳者派遣申請書」及び「要約筆記者派遣申請書」に必要事項を記載のうえ、障害福祉課にお申し込みください(FAX・郵送でも受け付けます)。「派遣申請書」は障害福祉課のホームページからもダウンロードできます。

派遣の範囲

- 派遣地域：原則として愛知県内。必要と認められる場合は県外も可。
- 派遣対象事項：医療、健康に関する事→「健康診断」「子どもの乳児検診」等
就職に関する事→「職業安定所での就職相談」「就職面接」等
教育、保育に関する事→「保護者会」「家庭訪問」等
その他→住宅に関する事、地域生活に関する事、金融機関での手続等
- 派遣対象外事項：宗教活動に関する事
政治活動に関する事
営業活動、営利目的に関する事
遊興事項に関する事→新年会、忘年会等の宴席、旅行等

問合せ先

障害福祉課（☎51-2345・2346, FAX56-6337）

(4) FAX119番・eメール119番の登録

電話による緊急（火災・急病等）通報が困難な身体障害者の方のために、消防署にファックス番号、携帯電話やインターネットのメールアドレスを登録し、電話以外の方法で119番通報をおこなう制度です。

対象者

聴覚、音声・言語機能、そしゃく機能の障害で身体障害者手帳を所持している方

申請書類

身体障害者手帳

問合せ先

障害福祉課（☎51-2345・2346, FAX56-5134）

(5)Net119(ネットで 119 番通報)の登録

音声による 119 番通報が困難な方などがスマートフォンや一部の携帯電話を利用して文字入力等で 119 番通報ができます。

対象者

市内に在住・在勤・在学の方で音声による 119 番通報が困難な方等

利用条件

GPS 機能を有したスマートフォン、タブレット、または一部の高機能フィーチャーフォンをお持ちの方でその端末でインターネット回線に接続でき電子メールの送受信が可能な方
※利用時に通信料はかかりますが、その他の費用はかかりません。

申請方法

豊橋市通信指令課のホームページに掲載されている QR コードからWEB 申請ができます。
なお、障害福祉課窓口でも対応します。

問合せ先

障害福祉課 (☎51-2345・2346, FAX56-5134)

(6)FAX110 番・110 番アプリシステムの案内

電話による緊急（交通事故・事件等）通報が困難な身体障害者の方のために、警察へファックスやインターネットを使って緊急事態を通報できます。

FAX110 番	FAX110 番用の用紙が用意されていますので、万が一のため、あらかじめ印刷し、必要事項を記入した上で、目につく所に備えておくことをおすすめします。
FAX110 番記入用紙	愛知県警察のホームページにあります。（※）
FAX 番号	0120-110-369
110 番アプリシステム	聴覚や言語機能に障害のある方等、音声による 110 番で通報が困難な方が、スマートフォン、フィーチャーフォンを利用して文字や画像で通報できるシステムです。 詳細は愛知県警察のホームページをご覧ください。（※）

※愛知県警察のホームページから「安全な暮らし」→「110 番」→「事件・事故緊急ダイヤル 110 番」→「聴覚や言語等に障害のある方へ」を順番に選択してください。

(7)インターネットテレビシステムによる手話通訳

聴覚障害者の方が、窓口センターで手続きされるときに、市役所障害福祉課の手話通訳者とインターネットテレビシステムで相談ができます。利用を希望されるときは各窓口センターでお申し出ください。(※ただし、障害福祉課の手話通訳者がすぐに対応できない場合もあります)

設置窓口センター

- 東部窓口センター（中岩田一丁目）
- 西部窓口センター（牟呂町）
- 大清水窓口センター（大清水町 大清水まなび交流館「ミナクル」内）

問合せ先

障害福祉課（☎51-2345）

(8)携帯型磁気ループシステムの貸し出し

豊橋市で開催される営利を目的としない講演会、講習会、会議等の開催時に、携帯型磁気ループシステムを無料で貸し出しています。

対象者

市内在住、在勤、在学の方

貸し出し期間

原則として5日以内

申請方法

市役所障害福祉課（☎51-2345 FAX56-5134）へ申請。
(空き状況等の関係もありますので、事前にご確認ください。)

問合せ先

障害福祉課（☎51-2345）

(9)さくらピア スポーツ・文化教室

さくらピアでは、障害者の方を対象にスポーツ・文化教室を行っています。

対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

講座内容

水泳教室、陶芸教室などスポーツや文化活動に関する様々な教室を行っています。

受講料

無料（ただし、材料費等は実費負担あり。）

問合せ先

さくらピア（☎53-3153 FAX53-3200）

(10)ビギンの点字パソコン教室・料理教室

東三河視覚障害者自立支援協会（ビギン）では、視覚障害者の方を対象に点字パソコン教室・料理教室を行っています。

問合せ先

豊橋市社会福祉協議会ボランティアセンター（☎52-1111）

(11)心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

加入対象者

次のいずれかに該当する障害者を扶養している保護者（父母・配偶者・兄弟姉妹・祖父母など）で、特別な疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であり 65 歳未満の方

- ①身体障害者（身体障害者手帳を所持し、その障害程度が 1～3 級の方）
- ②知的障害者
- ③精神又は身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が①・②と同程度の方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

掛金

1 口当たり月 9,300 円～23,300 円（保護者の年齢によって異なります。）2 口まで加入することができ、口数は、加入期間の半ばでも変更することができます。

20 年以上(昭和 61 年 3 月 31 日以前に加入した方については 25 年以上)継続して加入し、加入者が 65 歳に達した場合（※）は、それ以降の最初の加入応当月から以後の掛金が免除されます。

※「65 歳に達した場合」とは、毎年度 4 月 1 日現在で満 65 歳であることをいいます。

支給額

●年金：1 口当たり月 20,000 円

※なお、1 年以上加入した後、加入者より先に障害者が死亡した場合には弔慰金が、5 年以上加入した方が脱退した場合には脱退一時金が支給されます。（金額は平成 20 年 4 月 1 日以降に加入された方）

●弔慰金：1 口当たり 50,000 円～250,000 円

●脱退一時金：1 口当たり 75,000 円～250,000 円

問合せ先

障害福祉課（☎51-2312）

(12)図書館の障害者サービスについて

豊橋市図書館では図書館への来館が難しい方や活字を読むことが難しい方の読書をサポートするサービスを行っています。

録音図書の貸出

活字の本をそのままの状態で利用することが難しい方のために本を音声化した録音図書の貸出を行っています。録音図書を聞くには、専用の再生機か専用のソフトをパソコンにインストールが必要になります。

図書の郵送貸出

図書館に来館することが難しい方のために図書館の資料を郵送で貸出します。
送料は無料です。

※ご利用には、豊橋市図書館の貸出券の作成と障害者サービスの利用登録が必要です。
※図書館を利用する上で障害となっている症状の程度により受けられるサービスが異なります。

問合せ先

豊橋市中央図書館 バリアフリー読書推進担当（☎31-3131）

(13)避難行動要支援者支援事業

地震などの災害が発生した際に自ら避難することが困難で、地域での支援が必要な方（避難行動要支援者）の台帳登録を進めています。

台帳登録をしていただくことで、台帳の写しがお住まいの地域の自主防災会などに本人同意のもと提供され、地域の中で、災害発生時の支援や日頃の見守りに役立てられます。

対象者 下記の①～⑤のいずれかに該当する方で、災害時に自ら避難することが困難であり、避難にあたり家族等の協力が得られないような方が対象となります。

- ① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する方
- ② 要支援・要介護認定を受けている方
- ③ 障害支援区分の認定を受けている方
- ④ 障害者総合支援法における難病患者等
- ⑤ 上記には該当しないが、類似した状況にある方

申請方法 障害福祉サービスまたは介護保険サービスの利用者は、相談支援専門員、ケアマネジャーなどが戸別訪問して事業を説明し、登録のお手伝いをしますのでご相談ください。また、これらのサービスを利用していない方で登録を希望される方は、市役所福祉政策課（☎51-2355）までお問い合わせください。

(14)携帯電話料金の割引

携帯電話の基本使用料等が割引となる場合があります。実施については、各携帯電話会社にご確認ください。

対象者 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方

問合せ先 各携帯電話会社

(15)救急医療情報キット配布事業

在宅の高齢者と障害者手帳を所持している方に、かかりつけ医療機関、往診歴、現病歴、服用薬などの救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布します。

対象者

以下のいずれかに該当する単身世帯（日中独居を含む）の方

- 65歳未満で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方
- 65歳以上の方（障害のある方を含む）
- 災害時要援護者台帳登録者に該当する方



使用方法

ボトル（容器）に以下のものを入れ、冷蔵庫に保管してください。

- 医療情報記載シート（かかりつけ医、緊急連絡先などを記載）
- 健康保険証の写し
- 医療受給者証の写し
- 診察券の写し
- 説明用紙

申込方法

65歳未満の方は市役所障害福祉課（東館1階）またはさくらピア、ほっとぴあへ
※障害者手帳が必要です。

65歳以上の方は市役所長寿介護課（東館3階）または各地域包括支援センターへ申請

その他

容器の中に入れてある情報に変更があった場合、すみやかに入れ替えてください

問合せ先

65歳未満の方／障害福祉課（☎51-2345）、65歳以上の方／長寿介護課（☎51-2333）

(16)ヘルプカードの配布

ヘルプカードは、障害がある方などが携帯し、日常生活で困った時や災害時、緊急時に周囲の人に必要な援助や配慮を求めるためのものです。

カードには緊急連絡先、障害名（病名）、かかりつけ医、服用している薬、配慮してほしいことなどを記載することができます。

配布場所

- 市役所障害福祉課（東館1階）
- 市役所長寿介護課（東館3階）
- 保健所健康増進課（中野町「ほいっぷ」内）
- 豊橋市障害者福祉会館「さくらぴあ」（東新町）



配布数

一人につき一部

問合せ先

市役所障害福祉課（☎51-2345）



介護保険制度と障害福祉サービスについて

《介護保険ってどんな制度?》

介護を必要とする状態になっても、持てる能力に応じて自立した生活ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。

※ 65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方（第2号被保険者）に区別されます。

☆保険料について

1. 65歳以上の方（第1号被保険者）

保険料は、東三河広域連合へ納めていただきます。ただし、年額180,000円以上の老齢・退職年金、障害年金及び遺族年金を受けている方につきましては、年金から天引きになります。

2. 40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方（第2号被保険者）

保険料は、加入している医療保険の保険料とあわせて納めていただきます。

☆サービス給付の対象者

1. 65歳以上の方（第1号被保険者）

常に介護が必要な状態（要介護状態）や日常生活に介護予防などの支援が必要な状態（要支援状態）になった場合に、申請により、要介護または要支援と認定されれば、介護サービスを受ける事ができます。

2. 40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方。（第2号被保険者）

特定疾病として定められた老化が原因とされる病気により、要介護状態や要支援状態になった場合に、申請により、要介護または要支援と認定されれば、介護サービスを受ける事ができます。

（注）特定疾病として定められた老化が原因とされる病気

- がん（医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がない状態に至ったと判断したものに限る。）
- 関節リウマチ●筋萎縮性側索硬化症●後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症●初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
- 脊髄小脳変性症●脊柱管狭窄症
- 早老症●多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患●閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※65歳以上の方や40歳以上65歳未満の医療保険加入者でも、下記施設に入所している方につきましては、介護保険の被保険者にはなりません。（適用除外）
(介護保険のサービスを受ける事ができません。介護保険料も賦課されません。)

- ・ 国立病院機構等の重症心身障害児（者）病棟や進行性筋萎縮症児（者）病棟（国立病院機構豊橋医療センター・国立病院機構鈴鹿病院（三重県）など）
- ・ 重症心身障害児施設（こばと学園（春日井市）・第一青い鳥学園（名古屋市））
- ・ 障害者支援施設（珠藻荘・シーサイド吉前・あかね荘など）

☆利用料について

- ・ 介護サービスを利用したときは、サービスにかかった費用の1割、2割または3割が自己負担になります。負担割合は所得に応じて決まります。
- ・ 食費、居住費（滞在費）、日常生活費等は実費負担です。

☆要介護認定を受けるには？

- A. 市役所長寿介護課（東館3階）にて申請します。
- ・ 健康保険証をご持参ください。65歳以上の方は介護保険被保険者証（黄色）もご持参ください。
 - ・ 事前に主治医に相談し、主治医の氏名・医療機関名を確認しておいてください。

B. 市内18か所に高齢者の総合相談所として地域包括支援センターを設置しています。

申請の代行や介護予防プランの作成もおこないます。

★必ず、事前にお電話にてお問い合わせください。

↓

申請より概ね1か月後に要介護（要支援）状態か否かの判定が出ます。

《身体・知的障害者の制度と介護保険のサービスについて》

介護保険のサービスの中には、従来の身体・知的障害者の福祉制度と重複するものがいくつかあります。下記にあたるサービスを受けたい場合は、原則として介護保険のサービスを優先して利用していただきます。

※介護保険のサービスと重複する身体・知的障害者福祉制度

- ・ホームヘルプサービス
- ・ショートステイ（短期入所）
- ・住宅改修費の給付
- ・訪問入浴サービス
- ・福祉用具（補装具・日常生活用具）の給付

ここでは、それぞれ一つひとつのサービスについて説明いたします。

【ホームヘルプサービスについて】

A. 第1号被保険者・第2号被保険者が要介護・要支援状態になった場合

= 要介護認定を受けた上で介護保険のホームヘルプサービスを利用できます。

B. ガイドヘルプサービス及び知的障害者の外出時における移動の介護

= 障害者福祉制度から必要な移動支援を受けられます。

C. 全身性障害者のうち介護保険で認められたサービス以上のサービス量が、必要と認められる場合の介護保険のサービスを超えるサービス分

= 要介護認定を受けた上で介護保険のホームヘルプサービスを利用のほか、障害者福祉制度から必要なホームヘルプサービスを受けられます。

D. 視覚障害者・聴覚障害者・内部障害者・知的障害者のうち、要介護認定の結果、原則として、非該当と判定された場合で、コミュニケーション援助・通院介助など障害者に固有のニーズに基づくサービスが必要であると認められる場合。

= 要介護・要支援認定を受けても、必要がある場合には障害者福祉制度からホームヘルプサービスを受けられます。

【ショートステイ（短期入所）について】

A. 第1号被保険者・第2号被保険者が要介護・要支援状態になった場合

= 要介護認定を受けた上で介護保険のショートステイを利用できます。

B. 介護保険のショートステイを利用できない、やむを得ない事情がある場合

= 障害者福祉制度のショートステイを利用できます。

【住宅改修費の給付について】

介護認定を受けた場合は介護保険制度の住宅改修費（介護予防住宅改修費）給付制度を優先して受けもらいます。

※介護保険と障害福祉課の制度の両方に該当する方が20万円以上の住宅改修をする場合、障害福祉課の制度も一部受けられる場合があります。

【訪問入浴サービス】

要介護認定を受けた場合は介護保険制度の訪問入浴サービスを優先して受けさせていただきます。

【福祉用具の給付について】

(補装具)

- ・ 介護保険の貸与対象物品と重複しているもの

車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ（T字つえを除く）

A. 重複する物品の給付を希望する場合

- a. 既製品（レディメイド）対応でよい場合。

= 介護保険のレンタル制度（福祉用具貸与）を利用。

- b. 障害者の身体状況等により個別の対応が医師・更生相談所等により必要だと認められた場合

= 補装具として、障害者福祉制度で給付。

B. 上記 A 以外の補装具の給付を希望される場合（補聴器・義足・下肢装具など）

= 障害者福祉制度で給付。

(日常生活用具)

- ・ 介護保険の貸与・給付対象物品と重複しているもの

(貸与) 特殊寝台・特殊マット・体位変換器・歩行支援用具・移動用リフト・手すり

(給付) 特殊尿器・入浴担架・入浴補助用具・便器

A. 重複する物品の給付を希望する場合

= 介護保険の制度（福祉用具貸与・給付）を利用。

B. 上記 A 以外の日常生活用具の給付を希望される場合（視覚障害者用拡大読書器・聴覚障害者屋内信号装置・ネブライザーなど）

= 障害者福祉制度で給付。

問合せ先 東三河広域連合介護保険課豊橋窓口＝市役所長寿介護課（市役所東館 3階）

（介護保険サービスについて→☎51-3130）

（要介護認定について→☎51-3133）



付録

◎豊橋市内諸施設案内

施設名	住所	電話番号	FAX 番号
豊橋市役所	〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 (障害福祉課身体・療育グループ)	☎51-2345	56-5134
障害者福祉会館「さくらピア」	〒440-0812 豊橋市東新町15	☎53-3153	53-3200
豊橋市保健所	〒441-8539 豊橋市中野町字中原100番地 (ほいっぷ内)	☎39-9111	38-0780
豊橋市こども発達センター	〒441-8539 豊橋市中野町字中原100番地 (ほいっぷ内)	☎39-9200	47-0911
総合福祉センター「あいトピア」	〒440-0055 豊橋市前畠町115番地	☎57-2601	52-1112
豊橋市社会福祉協議会	〒440-0055 豊橋市前畠町115番地	☎52-1111	52-1112
八町地域福祉センター	〒440-0806 豊橋市八町通五丁目9	☎52-1341	52-8046
つつじが丘地域福祉センター	〒440-0853 豊橋市佐藤五丁目22-16	☎64-4510	64-4511
大清水地域福祉センター	〒441-8133 豊橋市大清水町字大清水546	☎25-6141	25-6522
牟呂地域福祉センター	〒441-8087 豊橋市牟呂町字内田22-2	☎31-8885	31-6330
豊橋ゆたか学園(障害児入所施設)	〒440-0845 豊橋市高師町字北原1-104	☎62-0112	66-0986
愛知県立豊橋特別支援学校	〒440-0841 豊橋市西口町字西ノ口25-10	☎61-8118	63-5783
豊橋市立くすのき特別支援学校	〒441-8124 豊橋市野依町字上ノ山3番地の2	☎29-7660	25-1007
豊橋聾学校	〒441-8141 豊橋市草間町字平東100番地	☎45-2049	47-7545
岩崎学園(障害児入所施設)	〒440-0022 豊橋市岩崎町字利兵71	☎61-2062	62-7235

施設名	住所	電話番号	FAX 番号
豊橋市障害者軽作業訓練室 (地域活動支援センター)	〒440-0055 豊橋市前畠町 115	☎52-3062	57-2596
明生会館 (盲人ホーム・点字図書館)	〒440-0874 豊橋市東松山町 37	☎54-4812	52-2634
愛知県東三河事務所	〒440-8515 豊橋市八町通五丁目 4 (愛知県東三河総合庁舎)	☎54-5111	53-1379
愛知県東三河児童・障害者相談センター	〒440-0806 豊橋市八町通五丁目 4 (愛知県東三河総合庁舎 1階)	☎54-5111	—
豊橋年金事務所	〒441-8603 豊橋市菰口町 3-96	☎33-4113	33-3411
豊橋税務署	〒440-8504 豊橋市大国町 111	☎52-6201	—
豊橋警察署	〒440-8503 豊橋市八町通三丁目 8	☎54-0110	54-9970
愛知県名古屋東部県税事務所豊橋駐在室	〒441-8077 豊橋市神野新田町字京ノ割 18	☎32-6771	32-6648

◎ 障害者マークの紹介

障害者のための国際シンボルマーク



○国際リハビリテーション協会によって障害者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採用されたものです。

※ 車に張る場合、道路交通法上の規制を免れるものではありませんのでご注意下さい。

※ 車いす販売店やホームセンター等で扱っています。

障害福祉課でお渡しするものではありません。

<問合せ先>

財団法人日本障害者リハビリテーション協会

☎ : 03-5273-0601

FAX : 03-5273-1523

身体障害者標識（障害者マーク）



○肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する身体障害者標識（障害者マーク）で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。このマークの表示については努力義務となっています。
検査等が必要となる場合がありますので、事前に下記までお問い合わせください。

<問合せ先>

豊橋警察署交通課

☎ : 54-0110

聴覚障害者標識



○聴覚に障害のある方が運転する車に表示する標識（マーク）で、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。このマークの表示は義務付けられています。

検査等が必要となる場合がありますので、事前に下記までお問い合わせください。

<問合せ先>

豊橋警察署交通課

☎ : 54-0110

盲人のための世界共通のシンボルマーク

○視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。（例：信号機、国際点字郵便物、書籍など）

このマークを見かけた場合は、視覚障害者への配慮にご理解、ご協力ををお願いします。

<問合せ先>

社会福祉法人 日本盲人福祉委員会

☎ : 03-5291-7885

FAX : 03-5291-7886



耳マーク

○聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るため制定されたもので、公的機関を利用するときに、ラベルを申請書、預金通帳、診察券などに貼り、胸にはネームプレートを付けます。

<問合せ先>

特定非営利活動法人愛知県難聴・中途失聴者協会

FAX : 052-766-6283



ほじょ犬マーク

○身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことと言います。

「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。

お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解、ご協力ををお願いします。

<問合せ先>

厚生労働省自立支援振興室 社会参加活動支援係

☎ : 03-5253-1111



オストメイトマーク

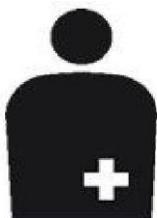
○人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

<問合せ先>

社団法人日本オストミー協会

☎ : 03-5670-7681

FAX : 03-5670-7682



ハートプラスマーク



○「身体内部に障害のある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸器、腎臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）の障害のある方は外見から分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、といったことをじっと我慢されている方がいます。

このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮する必要があります。

※ このマークは、内部障害の方が自発的に使用するもので、法的拘束力はありません。

<問合せ先>

内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会

☎ : 186-080-4824-9928

E-mail : info@heartplus.org

身体障害者雇用支援マーク



○公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与される認証マークです。

<問合せ先>

公益財団法人ソーシャルサービス協会 I Tセンター

☎ : 052-218-2154

FAX : 052-218-2155

「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク（社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク）



○白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖によるSOSシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。

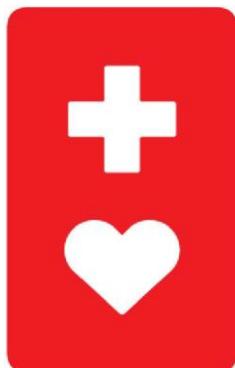
<問合せ先>

岐阜市 福祉部 福祉事務所 障がい福祉課

☎ : 058-214-2138

FAX : 058-265-7613

ヘルプマーク



○義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が身に付け、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

<配布場所>

- 市役所障害福祉課（東館1階）
- 市役所長寿介護課（東館3階）
- 保健所健康増進課（中野町「ほいっぷ」内）
- 豊橋市障害者福祉会館「さくらびあ」（東新町）

<配布数>

一人につき一部

<問合せ先>

豊橋市役所障害福祉課

☎ : 0532-51-2345

FAX : 0532-56-5134



発 行

令和5年1月

豊橋市役所 福祉部障害福祉課

TEL:0532-51-2345 FAX:0532-56-5134

e-mail:shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp

※毎年度、最新版は市役所のホームページに掲載します。
「くらたあ」で検索してみてください。

くらたあ

